

2015

DISCLOSURE

JAバンク福井県信連



福井県信用農業協同組合連合会

表紙の写真

越前水仙

「越前水仙」とは、越前海岸に咲く日本水仙の総称。越廼村の居倉地区が発祥地で、日本三大群生地のひとつとして広く知られています。冬が訪れるころ、水仙たちは寒さから身を守るように寄り添いながら、海岸風景を白く清々つつみ込みます。一花茎に4～8の花弁をつけ、また香りは甘く清楚でミカンの芳香にも似ています。

プロフィール

名称	福井県信用農業協同組合連合会（JAバンク福井県信連）
根拠法	農業協同組合法
設立年月日	昭和23年9月30日
純資産額	497億円（平成27年3月31日現在）
総資産額	6,974億円（平成27年3月31日現在）
自己資本比率	18.88%（平成27年3月31日現在）
従業員数	78人（平成27年3月31日現在）
事業所	本所 1店舗



目次

ごあいさつ	1	剰余金処分計算書	27
経営理念・経営方針	2	注記表	28
リスク管理の状況	2	財務諸表の正確性等にかかる確認	36
JAバンクシステム	10	損益の状況	37
事業の概況（平成26年度）	13	事業の概況	39
地域貢献情報	14	経営諸指標	46
主な事業の内容	18	自己資本の充実の状況	47
決算の状況	24	役員等の報酬体系	61
貸借対照表	24	当会の概要	63
損益計算書	25	索引	68
キャッシュ・フロー計算書	26		

- ◎ 本冊子は農業協同組合法第54条の3第1項及び第2項に基づいて作成したディスクロージャー資料です。
- ◎ 金額は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しています。



経営管理委員会会長

田波俊明



代表理事理事長

峨家二三雄

ごあいさつ

平素は、福井県信用農業協同組合連合会（JAバンク福井県信連）をお引き立ていただきまして、厚くお礼申し上げます。

さて、この冊子は、当会の平成26年度の活動を中心に経営方針、活動状況、業績や業務内容についてまとめたものです。当会へのご理解を一層深めていただきたく、ご高覧いただければ幸いに存じます。

平成26年度の当会事業につきましては、経営管理態勢・リスク管理態勢の高度化に向けた取り組み、継続的なコンプライアンス態勢の強化を最重要課題とし、業務の健全かつ適切な運営に努めてまいりました。また、平成26年度の「JAバンク重点実践方策」に則り、「農業とくらしに貢献し、選ばれ、成長し続ける福井県JAバンク」の実現に向けた事業運営を展開することができました。

これもひとえに、皆様の温かいご支援、ご愛顧の賜物と心から感謝申し上げます。

昨今の金融・経済情勢を見ますと、国内経済では消費増税の反動減からの個人消費の回復にもたつきが見られたものの、企業収益は円安等を背景とし堅調に推移し、家計所得についても改善傾向が見られます。海外経済においては、米国経済が堅調であることもあり、先進国を中心として緩やかな回復基調にありましたが、反面、資源価格の下落に伴う新興国経済の減衰が顕著となり、世界経済全体で見れば停滞が続く可能性も残っています。

当会におきましては、会員JAとともに組合員と地域の皆様に信頼されるJAバンクを目指して、引き続き事業実施体制の強化、経営の健全化・効率化、安定的な財務内容の確保に努め、信用事業を通して農業・地域へのさらなる貢献に努めてゆく所存でございますので、今後ともご支援、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

平成27年7月

福井県信用農業協同組合連合会

経営管理委員会会長 田波俊明

代表理事理事長 峨家二三雄

経営理念

JAバンク福井県信連は、協同組合精神のもと、信用事業を通じて、農業の振興と地域社会の発展に貢献します。

経営方針

- 収益基盤を拡充する
- 統合的リスク管理態勢を確立する
- 会員に対する指導力・相談力を強化する
- 専門性、マネジメント能力を備えた人材を育成する
- 機能集約による業務効率化を進める

リスク管理の状況

リスク管理態勢について

金融経済の国際化、新しい金融商品の登場などにより金融機関が抱えるリスクは多様化・複雑化しております。このような環境の中で、経営の健全性を維持するためには、適切なリスク管理が重要であると考えております。

直面する様々なリスクに対応するため「リスクマネジメント基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理態勢など、リスク管理の基本的な体系を整備しております。この基本方針に基づき、リスク管理態勢の充実・強化に努めております。

○個別リスク対応

(信用リスク)

信用リスクとは、お取引先の倒産や経営状況の悪化などにより貸出金などの元本・利息の回収が困難になるリスクをいいます。

当会では、貸出資産や有価証券等の健全性向上を図るため、営業関連部署から独立した審査担当部署を設置し、信用リスク全般の管理を行っております。また、「信用リスクマネジメント要項」に基づき、信

用リスク量の計測や資産の自己査定を実施し、リスク量が当会の自己資本額に見合う適正な額の範囲にあるかモニタリングを実施し、適切な償却・引当を行い財務の健全性を図っております。

(市場リスク)

市場リスクとは、金利や為替、株価などの相場変動により資産価格が変動し、損失を被るリスクをいいます。

当会では、役員及び関係部署職員からなる余裕金運用会議及びリスク管理委員会の中で、経済・金融見通し、資金運用方針の検討、ALM管理等を行い、金利・価格変動等のリスクコントロールに努めております。

また、「市場リスクマネジメント要項」に基づき測定した市場リスク量が当会の自己資本額に見合う適正な額の範囲にあるかモニタリングを実施しております。

(流動性リスク)

流動性リスクとは、資金が固定化することにより資金の現金化が困難となり資金不足を起こす場合や、通常より著しく高い金利で資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

当会では、安定した資金繰りを行うため「流動性リスクマネジメント要項」に基づき運用・調達の状況を一元的に管理し、流動性リスクのモニタリングを実施しております。

(オペレーショナル・リスク)

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、又は外部で発生した出来事により損失を被るリスクをいいます。

当会では、どのような事象がオペレーショナル・リスクに該当するかを「オペレーショナル・リスクマネジメント要項」において定義しております。リスクの種類と対応策については、以下のとおりです。

・法務リスク

法務リスクとは、法令や契約に違反して不適切な取引を行うこと、もしくはその他法的な原因により損失を被るリスクをいいます。

当会では、法的原因により被る損失を回避するため、リーガルチェック態勢を確立し、各種取引・契約書等のリーガルチェックを実施しております。

・システム・情報資産リスク

システムリスクとは、災害、機器・通信回線の故障、コンピュータシステムのダウンや誤作動などの障害発生等により損失を被るリスクをいいます。また、情報資産リスクとは会員・利用者の皆様よりお預かりした情報資産について毀損・滅失・改ざん・漏えい・不正侵入等によるセキュリティ侵害により、信用失墜などの損失を被るリスクをいいます。

当会では、システムリスク・情報資産リスクに対する取り組み方針として、「情報セキュリティ基本方針」「個人情報保護方針」「危機管理・事業継続計画」等を制定し、トラブル未然防止策や万が一セキュリティ侵害が発生した際の対応方針等を規定しております。

・事務リスク

事務リスクとは、事故や不正、日常的に行われる事務を適時適切に処理しない事により損失を被るリスクをいいます。

当会では、発生した事故・事務ミスに係る再発防止策の策定や事務処理マニュアルの整備等により、事務水準の向上を図り、事務リスクの回避に努めております。

・その他のオペレーショナル・リスク

前記以外のオペレーショナル・リスクについても、当会においてリスクを特定し、評価を行ってリスクの回避に努めております。

○内 部 監 査 体 制

当会では、業務執行部門から独立した内部監査部署が、全部署に対し業務運営全般にわたる管理及び業務の遂行状況を内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、監査結果に基づく情報の提供と改善・合理化への助言等を通じて、経営効率の向上に努めています。

○内 部 統 制 制 度

内部統制とは、基本的に業務の有効性及び効率性・財務諸表の信頼性・事業活動に関わる法律等の遵守並びに資産の保全の4つの目的が達成されているとの合理的な保証を得るために、業務に組み込まれ、組織内のすべての者によって遂行されるプロセスをいい、統制環境・リスクの評価と対応・統制活動・情報と伝達・モニタリング及びITへの対応の6つの基本的要素により構成されます。

法令等遵守(コンプライアンス)態勢について

コンプライアンスに対する社会的要請は一段と強くなっております。当会では金融機関としての社会的責任・公共的使命を認識し、確固たる倫理観と誠実さに基づいた公正な行動をとるため、「コンプライアンス基本方針」を制定するとともにコンプライアンス(社会倫理や法令などの遵守)を経営の最重要課題の一つとして、コンプライアンス態勢強化に向けた諸施策を実施しております。

コンプライアンス基本方針

福井県信用農業協同組合連合会(以下「当会」という。)は、社会的責任と公共的使命を全うする協同組織金融機関として、地域社会の負託に応え、これまで以上に揺るぎない信頼を確立していくため、①当会の社会的責任と公共的使命の認識、②会員等のニーズに適した質の高い金融等サービスの提供、③法令やルールの厳格な遵守、④反社会的勢力の排除、⑤透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実、⑥職員の人権の尊重等、⑦環境問題への取り組み、⑧社会貢献活動への取り組みの8項目からなる基本方針を定めます。

- 1 当会の社会的責任と公共的使命の認識
当会のもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底を図ります。
- 2 会員等のニーズに適した質の高い金融等サービスの提供
「JAバンクシステム」の一員として、ニーズに適した質の高い金融及び非金融サービスの提供並びに「JAバンク基本方針」に基づく指導等を通じて、県下JA系統信用事業を支援することによりその役割を十分に発揮し、会員、利用者および地域社会の発展に寄与します。
- 3 法令やルールの厳格な遵守
すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、公正な事業運営を遂行します。
- 4 反社会的勢力の排除
社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除します。
- 5 透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実
経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築します。
- 6 職員の人権の尊重等
職員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保します。
- 7 環境問題への取り組み
資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に取り組みます。
- 8 社会貢献活動への取り組み
当会が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会と共に歩む「企業市民」として、社会貢献活動に取り組みます。

苦情処理措置及び紛争解決措置について (金融ADR制度への対応)

1 苦情処理措置の概要

福井県信用農業協同組合連合会（以下「当会」といいます。）は、お客様により一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、当会事業に関するご相談及び苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

- (1) 相談・苦情等の申し出があった場合、これを誠実に受け付け、迅速かつ適切に対応するとともに、その対応について、必要に応じて当会内で協議し、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
- (2) 相談・苦情等への対応にあたっては、お客様のお気持ちへの配慮を忘れずに、できるだけお客様にご理解・ご納得いただけるよう努めます。
- (3) 受け付けた相談・苦情等については、定期的に当会経営陣に報告するとともに、当会内において情報共有を推進し、苦情処理の態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用します。

まずは、当会事業の各担当窓口へお申し出ください。
(市外局番は、いずれも0776です)

監 査 部	監 査 課	27-8245	管 理 部	企 画 管 理 課	27-8232
管 理 部	庶 務 課	27-8230	J Aバンク推進部	推 進 企 画 課	27-8237
J Aバンク推進部	ローンセンター	27-8246	J Aバンク支援部	事 務 指 導 課	27-8238
J Aバンク支援部	人 材 開 発 課	27-8236	融 資 部	融 資 課	27-8239
資 金 部	資 金 証 券 課	27-8241	業 務 部	業 務 課	27-8243

上記のほか下記の窓口でも受け付けます。

相談・苦情等受付窓口

電話番号：0776-27-8234 リスク審査部 リスク審査課

電子メール：info@ja-bank-fukui.or.jp

受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

- (4) 福井県農業協同組合中央会が設置・運営する福井県J Aバンク相談所でも、J Aバンクに関するご相談・苦情をお受けしております。公平・中立な立場でお申し出をうかがい、お申出者のご了解を得たうえで、当会に対して迅速な解決を依頼します。

福井県J Aバンク相談所

電話番号：0776-27-8222

受付時間：午前9時～午後5時

（金融機関の休業日を除く）

2 紛争解決措置の概要

苦情などのお申し出については、当会が対応いたしますが、お客様が外部の紛争解決機関を利用して解決を図ることを希望される場合は、紛争解決措置として次の弁護士会を利用できます。

福井弁護士会 紛争解決センター 電話番号：0776-23-5255 受付時間：午前8時45分～ 午後5時15分 月曜日～金曜日 （祝日、年末年始を除く）	京都弁護士会 紛争解決センター 電話番号：075-231-2378 受付時間：午前9時～正午 午後1時～午後5時 月曜日～金曜日 （祝日、年末年始を除く）	愛知県弁護士会 紛争解決センター 電話番号：052-203-1777 受付時間：午前10時～ 午後4時 月曜日～金曜日 （祝日、年末年始を除く）
--	---	--

上記弁護士会の利用に際しては、以下の当会の相談・苦情等受付窓口又は福井県J Aバンク相談所にお申し出ください。

なお、福井弁護士会・京都弁護士会・愛知県弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。

相談・苦情等受付窓口 電話番号：0776-27-8234 受付時間：午前9時～午後5時 （金融機関の休業日を除く）	福井県J Aバンク相談所 電話番号：0776-27-8222 受付時間：午前9時～午後5時 （金融機関の休業日を除く）
---	---

弁護士会以外の他の機関でも紛争解決のお申し出を受け付けています。詳しくは当会のJ Aバンク相談・苦情等受付窓口にご相談ください。

利益相反管理方針の概要

福井県信用農業協同組合連合会（以下「当会」といいます。）は、お客様の利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法及び関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を定め、その概要を開示します。

1 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務、又は金融商品関連業務にかかわるお客様との取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2 利益相反のおそれのある取引の種類

「利益相反のおそれのある取引」の種類は、以下のとおりです。

(1) お客様と当会との利益が相反する類型

- 秘密保持契約を締結して特定部署が入手したお客様の情報が他部署に漏洩し、他の取引に利用される場合。
- 抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する取引を行う場合。

(2) 当会の「お客様と他のお客様」との間の利益が相反する類型

- 農業法人等の買収において、当会が買収側・被買収側双方と融資及び助言・指導等の取引関係を有する場合や複数の農業法人に対して経営アドバイス等を行う場合。
- グループ会社との取引に際し、アームズ・レングス・ルールに違反する場合。
- 接待・贈答を受け、又は行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合。

3 利益相反の管理の方法

当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客様の保護を適正に確保します。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門を分離する方法。
- (2) 対象取引又は当該お客様との取引の条件もしくは方法を変更し、又は中止する方法。
- (3) 対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客様に適切に開示する方法。（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限り。）
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

4 利益相反管理体制

- (1) 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署及びその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当会の役員に対し、本方針及び本方針を踏まえた内部規程等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善します。

5 利益相反管理体制の検証等

当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

利用者保護等管理方針

福井県信用農業協同組合連合会（以下「当会」という。）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業を利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行ってまいります。

- 1 利用者に対する取引又は金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）及び情報提供を適切にかつ十分に行います。
- 2 利用者からのご相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
- 3 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得並びに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
- 4 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
- 5 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

反社会的勢力等への対応に関する基本方針

福井県信用農業協同組合連合会（以下「当会」といいます。）は、事業を行うにつきまして、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下、「政府指針」という。）等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、マネー・ロンダリング等組織犯罪等の防止に取り組み、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

当会は、反社会的勢力等との取引排除及び組織犯罪等の防止の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、反社会的勢力等との取引排除及び組織犯罪等の防止について周知徹底を図ります。

（反社会的勢力等との決別）

当会は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

当会は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当会は、警察、福井県暴力追放センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

（取引時確認）

当会は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認について、適切な措置を適時に実施します。

（疑わしい取引の届出）

当会は、疑わしい取引について、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、速やかに適切な措置を行い、速やかに主務省に届出を行います。

情報セキュリティ体制について

情報資産を取り扱うシステムについて、技術的・物理的・組織的・人的安全対策の明確な基準として、「情報セキュリティ基本方針」、「個人情報保護方針」等※を制定し、必要な対策を講じ、セキュリティ侵害が発生しないよう未然防止に努めております。

※ 各種基準としては、「情報セキュリティ対策基準」「情報セキュリティ実施手順」、「個人情報取扱規程」「個人情報取扱細則」等、詳細な手続きを制定しております。

情報セキュリティ基本方針

福井県信用農業協同組合連合会（以下「当会」といいます。）は、会員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、会内の情報及びお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- 1 当会は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他情報セキュリティに係る諸法令、及び農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
- 2 当会は、情報の取り扱い、情報システム並びに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
- 3 当会は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、会全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- 4 当会は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が起きた場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- 5 当会は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

個人情報保護方針

福井県信用農業協同組合連合会（以下「当会」といいます。）は、利用者等の皆様の個人情報を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

1 関係法令の遵守

当会は、個人情報を適正に取り扱うために、個人情報の保護に関する法律その他、個人情報保護に関する関係諸法令及び主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

2 利用目的

当会は、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内において、ご本人の個人情報を取り扱います。

なお、当会の業務内容及び個人情報の利用目的は、当会に掲示するとともに、ホームページに掲載しております。

3 適正取得

当会は、個人情報を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4 安全管理措置

当会は、取り扱う個人データを利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要・適切な措置を講じ、従業員及び委託先を適正に監督します。

5 第三者提供の制限

当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

6 機微（センシティブ）情報の取扱い

当会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（政治的見解、信教、労働組合への加盟、人種、民族、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7 開示・訂正等

当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

8 苦情窓口

当会は、取り扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

9 継続的改善

当会は、取り扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

融 資 運 営 に つ い て

当会は、農業、農村、地域社会発展に寄与することを主眼として、系統資金の地域還元・地場産業への積極的な融資を行い、農業基盤の安定・強化を目指した農業関連融資の拡充はもとより、地域金融機関として、種々の資金需要に応え、地域の発展にお役に立つよう努めております。

また、日本政策金融公庫との連携により、『認定農業者』『集落営農組織』『農事組合法人』等を中心に、担い手融資推進を強化するよう努めてまいります。

さらに、リスク分散に細心の注意を払いつつ、『クレジット基本方針』で策定した与信の基本原則に基づき、貸出資産の健全性確保に努めております。

クレジット基本方針

福井県信用農業協同組合連合会（以下「当会」といいます。）の与信業務については、当会の基本的使命・役割を踏まえつつ、その基本方針を制定し業務の遂行を行っております。

与信を行うにあたっては、以下のことを原則としております。

クレジット基本方針の原則

- 1 農業協同組合法はもちろんのこと、関連する法令・通達や当会内諸規定を厳守し、社会的規範にもとることない、誠実かつ公平な与信を行う。
- 2 当会の公共性と社会的責任を認識した健全な与信を行う。
- 3 取引先の信用力、資金使途の妥当性、返済能力、与信の集中度合い等を十分に把握・検討し与信を行う。
- 4 リスク・リターンを踏まえた、適正で安定的な収益が確保できる与信を行う。
- 5 取引先と相互の成長発展に寄与する、効果的な与信を行う。
- 6 資金が固定化することのないように、流動性に配慮した与信を行う。

金融商品の販売について

平成18年6月14日に改正された『金融商品の販売等に関する法律』の趣旨に則り『金融商品の勧誘方針』を策定し、お客様の信頼をいただけるよう努めております。

金融商品の勧誘方針

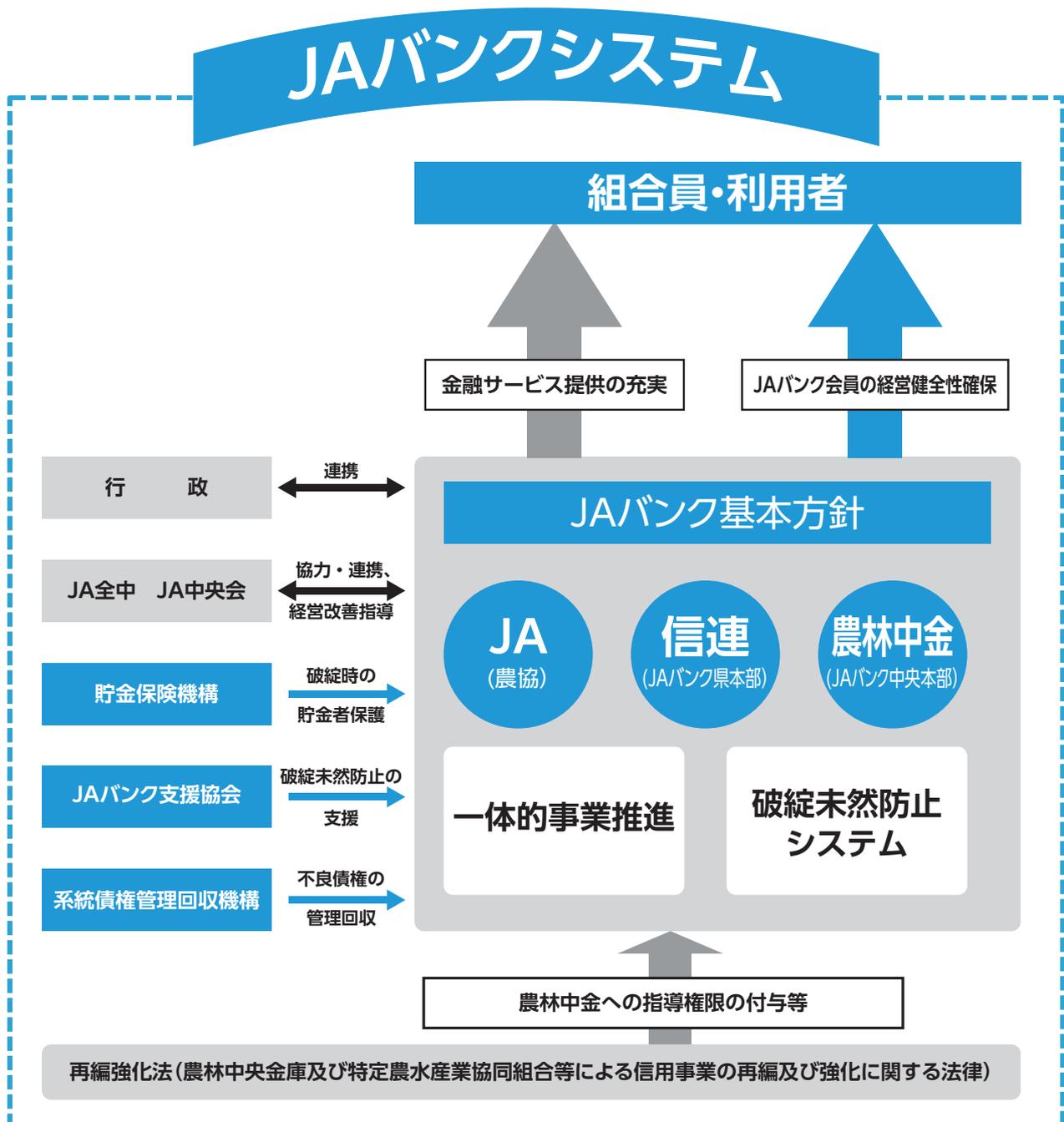
当会は、金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客様に対して適正な勧誘を行います。

- 1 お客様の資産運用の目的、知識、経験および財産の状況を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- 2 お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- 3 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
- 4 電話や訪問による勧誘は、お客様のご都合に合わせて行うよう努めます。
- 5 お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- 6 販売・勧誘に関するお客様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

JAバンクシステム

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業推進」の2つの柱で成り立っています。



JAバンクでは、「破綻未然防止システム※」と「貯金保険制度※」により「JAバンク・セーフティーネット」を構築しています。これにより、組合員・利用者の皆さまにより一層の「安心」をお届けしています。

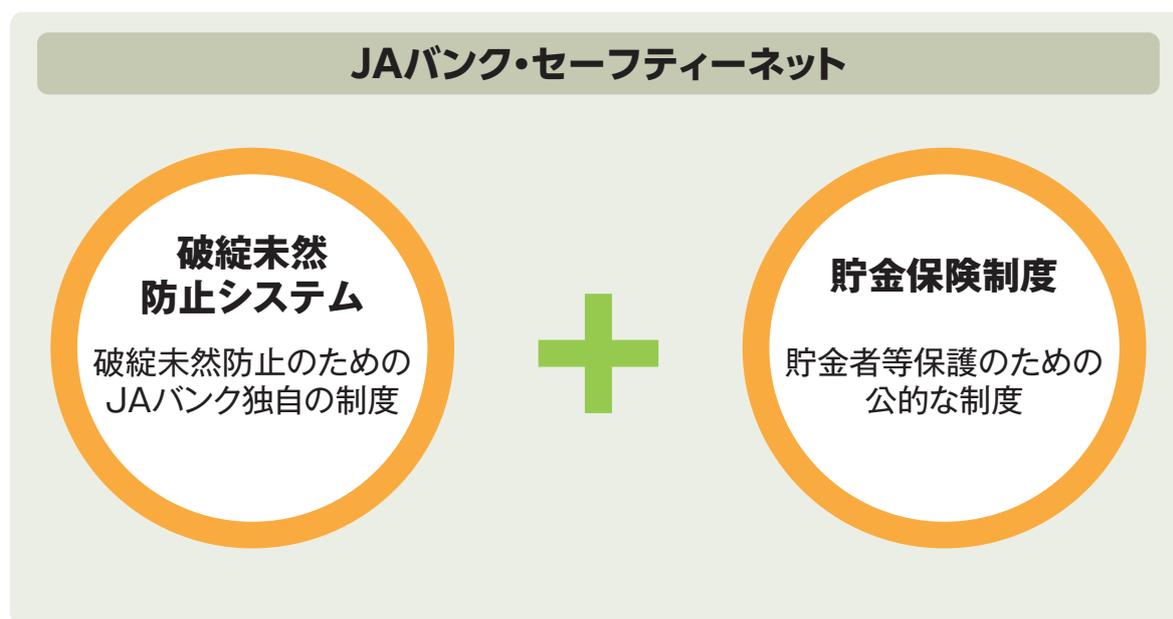
※破綻未然防止システム

JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、（１）個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、（２）経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、（３）全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金等の払出しができなくなった場合などに、貯金者等を保護し、また、資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度です。

この制度は、銀行・信金・信組・労金等が加入する「預金保険制度」と同様の内容になっています。



JAバンク福井県信連は協同組織の金融機関です

個人・団体

組合員・地域の方々

福井県12JA（農業協同組合）



福井市、福井市南部、吉田郡
 花咲ふくい、春江
 テラル越前
 福井丹南、福井池田町
 越前丹生
 越前たけふ
 敦賀美方
 若狭

市町段階

県段階

全国段階

JAバンクシステム

信用

共済

経済

厚生

指導

JAバンク福井県信連
 (信用農業協同組合連合会)
 (JAバンク県本部)

福井県本部
 (全国共済農業協同組合連合会)
 JA共済連
 全国本部

JA福井県経済連
 (経済農業協同組合連合会)

JA全農
 (全国農業協同組合連合会)

JA福井県厚生連
 (厚生農業協同組合連合会)

JA全厚連
 (全国厚生農業協同組合連合会)

JA福井県中央会
 (農業協同組合中央会)

JA全中
 (全国農業協同組合中央会)

農林中央金庫
 (JAバンク中央本部)

事業の概況（平成26年度）

（概況）

平成26年度の世界経済は、米国経済が堅調に推移したこともあり、先進国を中心に緩やかな回復基調にありましたが、反面、資源価格下落による新興国経済の減衰が顕著となりました。国内経済においては、消費増税の反動減からくる個人消費回復にもたつきが見られましたが、企業収益は円安等を背景に堅調で採用意欲も旺盛であり、家計所得も改善傾向にあります。

このような環境の下、当会におきましては「平成26年度JAバンク重点実践方策」を策定し、JAとの一体的な事業運営を展開し、組合員・地域の皆様から信頼されるJAバンクを目指して取り組んでまいりました。

（実績）

（1）貯金

会員JAをはじめ、系統関連団体、地方公共団体等への積極的な働きかけにより資金の調達に努めました。

貯金実績は、当会への会員JAによる貯金獲得により、譲渡性貯金を含む総貯金は期末残高639,459百万円（対前年比1.72%増加）、年間平残642,313百万円（対前年比2.21%増加）となりました。

期末残高の内訳は、定期性貯金614,150百万円、当座性貯金13,487百万円、譲渡性貯金11,821百万円でした。

（2）貸出金

農業及び地域の発展・振興に寄与するため、農業担い手組織や地元中小企業などへの融資を推進するとともに、既優良取引先に対する取引深耕・拡大と新規取引先の開拓に努めました。また、適正な与信審査、自己査定の厳格な実施・検証及び管理回収の具体的な取り組みなどにより、信用リスク管理の強化に努めました。

しかしながら、米価下落の影響や中小企業の資金需要が低迷する中、他金融機関との競争激化もあって貸出残高は減少し、期末残高は72,745百万円（対前年比4.43%減少）となりました。年間平残は75,801百万円（対前年比1.12%増加）となりました。

受託貸付金については、期末残高4,299百万円（対前年比317百万円減少）でした。

（3）余裕金運用

金融市場環境を慎重に分析しつつ、「安全性」・「流動性」・「収益性」に留意したうえで財務の強化と収益の確保に取り組みました。

預け金に関しては、期末残高393,758百万円（対前年比11.27%増加）、年間平残は386,555百万円（対前年比6.92%増加）となりました。有価証券に関しては、期末残高が199,271百万円（対前年比9.78%減少）、年間平残は198,615百万円（対前年比5.29%減少）となりました。

（4）内国為替

為替決済業務の充実を図り、事務処理の適正化・効率化に努めました。

なお、JAの為替実務担当者に対する研修を実施し、為替担当者としての知識向上をはかりました。また、国庫金振込事務に対して、適正な事務処理を行うための指導を行いました。

取り扱い実績は、仕向処理が33千件で247,740百万円、被仕向処理が28千件で209,811百万円でした。

（5）特定信用事業代理業務

県下住宅関連業者へのJA住宅ローン（JAリフォームローン）推進及びJAマイカーローンをはじめJA教育ローン等のWeb申込受付業務を行い、媒介成立に努めました。

媒介実績は、352件（1,078百万円）となりました。

（6）損益状況

経常損益は、経常収益が6,967百万円、経常費用が4,297百万円で、経常利益は2,669百万円となりました。

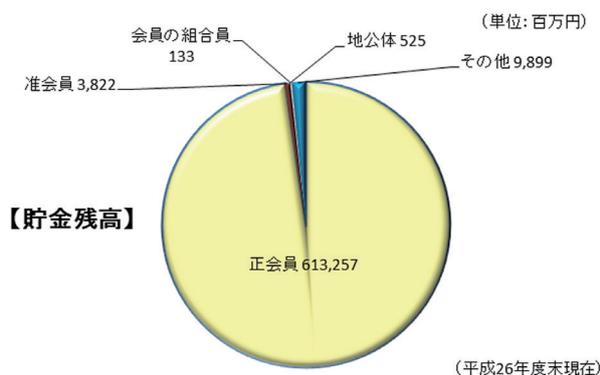
その結果、税引前当期利益は2,669百万円で対前期372百万円減少（対前期比12.23%減少）、当期剰余金は2,262百万円で対前期269百万円減少（対前期比10.62%減少）となりました。

地域貢献情報

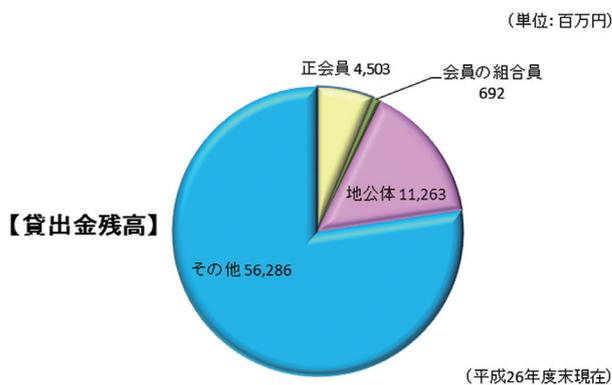
当会は、福井県を事業地域として、県内のJA等が会員となってお互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

農家組合員の皆様の経済的・社会的地位の向上を目指し、JAとの強い絆とネットワークを形成することにより、JA信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めております。また、資金供給や経営支援などの金融機能の提供にとどまらず、環境・文化・教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

地域からの資金調達の状況



地域への資金供給の状況



農業者等の経営支援に関する取り組み

当会は、農業協同組合を基盤とする協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであると認識し、その実現に向けて取り組んでおります。

1. 金融円滑化に向けた取り組み

当会では、金融円滑化にかかる基本的方針を制定し、対応体制を整備し、他の取引金融機関とも連携して、新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する柔軟な対応やお客さまの経営相談等、経営改善に向けた取り組みへの支援等を積極的に対応しております。

<金融円滑化の実施状況>

(単位:件)

債務者が中小企業者である場合	平成24年3月末	平成25年3月末	平成26年3月末	平成27年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	25	32	41	47

(単位:件)

債務者が住宅資金借入者である場合	平成24年3月末	平成25年3月末	平成26年3月末	平成27年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	0	1	1	1

金融円滑化にかかる基本的方針

福井県信用農業協同組合連合会（以下、「当会」といいます。）は、農業協同組合を基盤とする協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

- 1 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明及び情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等及び中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 6 当会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
具体的には、
(1)理事長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
(2)常務理事を「金融円滑化管理責任者」として、当会における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 7 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

2. 「経営者保証に関するガイドライン」への対応方針

当会では、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢を整備いたしております。

お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めております。

農業担い手、農業法人支援のための取り組み

平成26年の農業所得は、交付金の削減に加え天候不順に伴う品質低下による米価の下落等により農業収入が減少したことから、県下JAより農業者の所得補填を目的とした農業資金を提供し、これら資金への助成支援措置を講じることで、農業者の安定的な生活基盤の維持に取り組みました。

また、農業者の様々な資金ニーズに応えるため、農業近代化資金等の制度資金を有効活用するとともに、農業者が行う地域農業及び農村地域の発展に資するべく、県下統一資金「地域農業応援資金（耕しタイゾーさん）」を発売し対応しております。

上記に加え、平成27年1月より農業資金の金利負担を軽減する「JAバンク利子補給制度」を新たに開始するとともに、TAC等営農・経済部門との連携を従来以上に図り、「出向く体制」を強化・実施しております。

農業法人の販路開拓に向けた取り組みとしては、北陸三県JAバンクによる「北陸商談会」を開催し、ビジネスマッチング機会を提供しました。

新規就農応援事業としては、昨年に引き続き、新規就農研修実施農家に対し、（一社）JAバンクアグリ・エコサポート基金を通じ助成を実施しました。



文化的・社会的貢献に関する事項

- 地域・密着型金融機関として、社会への貢献、農業に対する地域の理解と振興、農業ファン作りを目的とした『JAバンクアグリサポート事業』を展開しています。食農教育実践活動では、小学校高学年を対象に食育・環境・金融経済をテーマとした教材本の県内小学校への贈呈や、地域の子供達に「収穫体験」「お金の授業」「販売体験」を通して、食農教育、環境教育などに関する理解促進を図り、より良い社会づくりを目指した体験イベント「キッズ・アグリマーケット」を開催しました。



- 若年層はもちろん、幅広い年齢層に「福井県JAバンク」をアピールするために、福井の夏の風物詩である『YOSAKOI イッチョライ』への特別協賛を継続するとともに、県内JA等と協賛し開催している各種大会やイベント等では、農業団体や参加優秀作品等の表彰を行っております。



平成26年度に開催した各種イベント

各種相談会等の実施

年金相談会では、年金受給者やこれから受給対象となる皆様に対して当会職員や社会保険労務士が種々の疑問にお答えし、各種年金への理解を深めていただくとともに、もらい忘れ年金のお手続きなどのお手伝いをしております。

また、県下統一開催のJA住宅ローン相談会では、住宅新築予定者やリフォーム予定者等の皆様からたくさんのご相談をいただきました。

さらに、顧問税理士が、県下JA組合員の皆様からの相続税・贈与税相談等に対応しております。

第28回 JAバンク「家族を描こう」コンクール

次世代を担う子どもたちが、大好きな家族を描くことにより心豊かな家庭を育むとともに、地域住民の皆様とのふれあいを深め、さらにJAバンクへの信頼を得ることを目的に開催しております。



JAバンク杯 2014 U-11 福井県少年サッカー選手権大会

地域のスポーツ振興と、サッカー競技を通じて心身を鍛錬し、心豊かな人間を育てるとともに、サッカー技術の向上を目指し、広く県民にJAバンクへの理解と信頼を得ることを目的とし、特別協賛させていただいております。



JAバンク杯 第6回中学校軟式野球選手権大会

平成30年の福井国体において中心となる中学生が、野球を通じて「心身を鍛え」「技術を磨き」「チームワークを理解」する等、健全で心豊かな青少年の育成を目指すとともに、本大会において選手同士の親睦を深めることを目的とし、平成22年度より特別協賛させていただいております。



主な事業の内容

■ 貯金業務 ■

会員であるJAをはじめ、地域の皆様、一般企業・団体の皆様の幅広いニーズにお応えするため、各種商品をご用意いたしております。

商品の種類		しくみと特色	期間	お預け入れ金額
総合口座	普通貯金	1冊の通帳に、普通貯金、定期貯金、定期積金がセットでき、「貯める・増やす・借りる・支払う（公共料金・クレジット等）・受け取る（給与・年金・配当金等）」の5つの機能を備えた便利さ抜群の口座です。 普通貯金は、普通貯金無利息型（決済用）を利用することもできます。 お預かりしている定期貯金の90%（定期積金は掛込額の90%）、最高300万円まで自動的に借りることができますので、公共料金等の口座振替に安心してご利用いただけます。 キャッシュカード・JAカードをセットされますと、さらに便利です。	期間の制限なし	1円以上
	定期貯金		「定期貯金」欄に同じ。 （但し、自動継続方式のみセット可能です。）	
	スーパー定期貯金			
	大口定期貯金			
	期日指定定期貯金			
変動金利定期貯金				
	定期積金		「定期積金」欄に同じ。	
要求払貯金	当座貯金	小切手、手形をご利用いただける貯金です。事業用の口座としてご利用いただくと便利です。利息はつきませんが、貯金保険制度により元金が全額保護されます。	期間の制限なし	1円以上
	普通貯金	自由にお出し入れができるサイフがわりの便利な貯金です。	期間の制限なし	1円以上
	普通貯金無利息型（決済用）	利息はつきませんが、貯金保険制度により元金が全額保護されます。	期間の制限なし	1円以上
	貯蓄貯金	自由に引き出せる一方、残高に応じて普通貯金より有利な金利が適用される貯金です。	期間の制限なし ※公共料金等の自動支払いや年金等の自動受取りはご利用できません。	1円以上
	通知貯金	資金の短期運用等にご利用いただけます。	据置期間 7日間	5万円以上 1円単位
定期貯金	スーパー定期貯金	期間は1か月から10年までお選びいただけます。個人のお客様の場合、3年から10年以内のものは半年複利で運用できます。	1か月以上 10年以内	1万円以上 1円単位
	大口定期貯金	大口資金の高利回り運用に最適な貯金です。	1か月以上 10年以内	1千万円以上 1円単位
	期日指定定期貯金	1年複利の有利な貯金です。1年目以降は1か月前までのお申込みで、自由にお引き出しできます。	最長3年 (据置期間1年)	1万円以上 300万円未満 1円単位
	変動金利定期貯金	市場実勢に応じて6か月毎にお預かり利率が変動する貯金です。個人のお客様の場合、半年複利で運用できます。	3年	1万円以上 1円単位
	定期積金	毎月一定額のお積立で、生活設計に合わせた無理のない資金づくりができます。	6か月以上 5年以下	1千円以上 1円単位
	譲渡性貯金	大口資金の高利回り運用に最適です。中途解約はできませんが、満期日前に譲渡することができます。	7日以上 5年以下	1千万円以上 1円単位

（注）詳細につきましては、窓口にて説明させていただきますので、お気軽にご相談ください。

■ 融 資 業 務 ■

J A、J A 関連団体及び J A の組合員向け資金はもとより、一般企業・団体向けの設備資金や運転資金、個人向けの各種ローンなど様々な用途に対応できる商品をご用意いたしております。また、政府系金融機関等の取扱い窓口として、受託貸付業務を行っております。

< 事業の発展を応援する商品 >

	ご利用いただける方	お使いみち	ご融資金額	期間及び返済方法	保証及び担保
一般企業	県内に住所又は事務所をお持ちで、事業を営まれている一般企業等の皆様。	通常の運転資金・設備資金のほか、決算・賞与資金やその他の季節的・一時的な資金、あるいは長期運転資金にご利用いただけます。	ご相談のうえ決定します。	ご相談のうえ決定します。	必要に応じてご相談のうえ決定します。なお、県信用保証協会の保証もご利用いただけます。
個人事業者	県内 J A の組合員の皆様。(組合員でない方は、J A の組合員になっていただく必要があります。)	運転資金・設備資金・その他の資金で農業外事業を営むために必要な資金にお使いいただけます。	同上	同上	必要に応じてご相談のうえ決定します。

(注) 詳細につきましては、窓口にて説明させていただきますので、お気軽にご相談ください。

< 農業の発展を応援する商品 >

	ご利用いただける方	お使いみち	ご融資金額	期間及び返済方法	保証及び担保
アグリパワー資金	農業を営む法人及び任意団体(集落営農組織等)並びに農業者・その他一定の要件を満たしている方。	運転資金・設備資金(負債整理資金を除く)	1,000万円以内 運転資金は100%、 設備資金は事業費の80%	10年以内 元金均等	福井県農業信用基金協会の保証または個人保証が必要となります。

(注) 詳細につきましては、窓口にて説明させていただきますので、お気軽にご相談ください。

< 生活向上を応援する商品 >

	ご利用いただける方	お使いみち	ご融資金額	期間	返済方法	保証及び担保
JA住宅ローン	満20才以上満66才未満・その他一定の要件を満たしている方。	住宅の新築、増改築、宅地または住宅の購入資金等にお使いいただけます。	10万円以上 5,000万円以内 (10万円単位)	3年以上 35年以内	元利均等 元金均等	原則として福井県農業信用基金協会の保証をご利用いただけます。また、原則として融資対象の土地建物に第1順位の抵当権を設定させていただきます。
住宅ローン (新築・購入コース)	JAの組合員の皆様で、満20才以上満66才未満・その他一定の要件を満たしている方。					協同住宅ローン(株)の保証をご利用いただけます。必要により連帯保証人をいただくことがあります。また、原則として融資対象の土地建物に第1順位の抵当権を設定させていただきます。
住宅ローン (借換コース)	JAの組合員の皆様で、満21才以上満66才未満・その他一定の要件を満たしている方。	他金融機関からの住宅ローンの借換え(諸費用含む)、借換えに伴う増改築資金等にお使いいただけます。		3年以上 34年以内		

	ご利用いただける方	お使いみち	ご融資金額	期間	返済方法	保証及び担保
JAフリーローン	JAの組合員の皆様で、満18才以上・その他一定の要件を満たしている方。	生活に必要な一切の資金にお使いいただけます。 (事業資金、負債整理資金を除く)	300万円以内 (1万円単位)	6か月以上 5年以内	元利均等	福井県農業信用基金協会の保証が必要となります。満20歳未満の方は法定代理人を連帯保証人とさせていただきます。
JA教育ローン	JAの組合員の皆様で、満20才以上・その他一定の要件を満たしている方。	ご子弟の入学金や授業料、学費、アパート家賃等教育に関する全てにお使いいただけます。	500万円以内 (1万円単位)	据置期間と返済期間を合わせて6か月以上 13年6か月以内	元利均等	福井県農業信用基金協会の保証が必要となります。
JAマイカーローン	満18才以上でその他一定の要件を満たしている方。	自動車購入資金(諸費用含む)等にお使いいただけます。	10万円以上 500万円以内 JAの組合員以外の皆様は、 300万円以内 (1万円単位)	6か月以上 7年以内	元利均等	福井県農業信用基金協会の保証または個人保証(連帯保証人)が必要となります。
JAカードローン (約定返済型)	JAの組合員の皆様で、満20才以上満70才未満・その他一定の要件を満たしている方。	組合員の皆様が生活に必要とする一切の資金にお使いいただけます。	極度額50万円以内(10万円単位)	契約日から2年後の応当日の属する月の5日(休日の場合は翌営業日)まで(2年毎に延長可)	約定返済	福井県農業信用基金協会の保証が必要となります。

(注) 詳細につきましては、窓口にて説明させていただきますので、お気軽にご相談ください。

< 公 庫 資 金 >

金融機関等		資 金 名
日本政策金融公庫	農 林 水 産 事 業	農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)、農林漁業セーフティネット資金、農業基盤整備資金、青年等就農資金、食品流通改善資金、他
	国 民 生 活 事 業	国の教育ローン

(注) 詳細につきましては、窓口にて説明させていただきますので、お気軽にご相談ください。

■ 国債等窓口販売業務 ■

多様化するお客様の資金運用ニーズにお応えするため、国債・投資信託の窓口販売及び買取等を行っております。

< 国 債 >

種 類	期 間	申込単位	発 行	募 集 期 間	手数料
個人向け国債	10年	1万円	毎 月	3週間程度	口座管理手数料が必要となります。
	5年				
	3年				
長期国債	10年	5万円	毎 月	入札日の3営業日後から 2週間程度	口座管理手数料が必要となります。
中期国債	5年			入札日の3営業日後から 1週間程度	
	2年			入札日の3営業日後から 3週間程度	

(注) 詳細につきましては、窓口にて説明させていただきますので、お気軽にご相談ください。

< 投 資 信 託 >

取扱ファンドの種類	
JA日本債券ファンド 農中日経225オープン JA TOPIXオープン 農中日本株オープン「ニューチョイス」 農中US債券オープン	JA海外債券ファンド(隔月分配型) DIAM高格付インカム・オープン(毎月決算コース)「ハッピークローバー」 世界の財産3分法ファンド(不動産・債券・株式)毎月分配型 ゴールドマン・サックス世界資産配分オープン「果樹園」

(注) 詳細につきましては、窓口にて説明させていただきますので、お気軽にご相談ください。

■各種サービス業務■

会員であるJAをはじめ、地域の皆様、一般企業・団体の皆様の幅広いニーズにお応えするため、各種サービスをご用意しております。

種 類	内 容
内国為替サービス	県内・外のJAはもとより、国内の金融機関への振込・送金・代金取立などを安全・確実・迅速に行うサービスです。
自動受取サービス	給料やボーナス、年金などがお客様ご指定の貯金口座に自動的に振り込まれます。振り込まれた資金は、窓口はもちろんCD・ATMにより必要なときにお引き出しいただけます。
自動支払サービス	電気、電話、NHK放送受信料等公共料金のほか、高校授業料、各種クレジット代金など、月々のお支払いをご指定の口座（普通貯金（総合口座を含む）、当座貯金）から自動的にお支払いいたします。
定時振込サービス	家賃、地代、駐車料金、仕送り等をご指定のお振込方法により、お客様に代わって当会が行うサービスです。お客様の普通貯金口座等から当会にある他口座への振替はもちろん、国内の金融機関へのご送金が可能です。
福井ふるさと ネットサービス	福井県内に本店を置く「すべての銀行・信用金庫・JAバンク」が設置しているCD・ATMで、残高照会・出金取引した場合のATM利用手数料（残高照会・現金お引出し）は完全無料となっております。
キャッシュサービス	当会のキャッシュカードは、カードの安全性を高めたICキャッシュカードを採用しており、さらに生体認証機能を付加することも可能です。 なお、国内のMICS提携金融機関やゆうちょ銀行、コンビニATMでもご利用いただけ、提携クレジット会社のキャッシングサービスもご利用いただけます。 さらに、当会・県内・県外JAのATMで入出金取引をご利用した場合のATM顧客手数料は無料となっており、他行のATMで入出金取引をご利用した場合についても、毎月3回までATM利用手数料をキャッシュバックしております。
クレジットカード (国際ブランドはVISA)	JAグループが発行する「JAカード」は、三菱UFJニコスの商品性にJA独自のメリットを上乗せした大変魅力的なクレジットカードです。年間12万円以上のカードショッピングご利用・電気料金又は携帯電話料金のJAカード払いのセットのいずれかにより、翌年の年会費が無料となります。 また、「ロードサービス付JAカード」をお選びいただけますと、安心便利なカーライフをお過ごしいただけます。 さらに、ICキャッシュカードの機能を備えた一体型カードもお選びいただけます。
家計簿機能サービス	普通貯金（総合口座を含む）に家計簿機能をセットされますと、1か月の入金額・出金額及び収支残高を自動的に計算し通帳に印字します。
スウィングサービス	普通貯金の余裕資金を高利回りの貯蓄貯金へ自動的に振り替える、または、口座振替時に普通貯金が残高不足の時、貯蓄貯金から必要な資金を普通貯金へ自動的に振り替える、便利なサービスです。
マルチペイメント ネットワーク	銀行の窓口やコンビニなどを利用してお支払していた公共料金や税金、航空券、インターネットショッピング等の料金が、様々な金融機関チャネル（パソコン・携帯電話）を利用していつでもお支払いいただけます。
JA FBサービス	お客様が会社に居ながらパソコンを使って、ご指定の貯金口座の内容を把握したり、ご希望の口座に対して振込・振替を行うことができる、大変便利なサービスです。
個人ネットバンク	インターネットを利用できるパソコンや携帯電話から、残高照会や振込・振替などの各種サービスが24時間お気軽に利用できます。 また、県内JA間の振込手数料は無料となっております。 なお、セキュリティ対策には高度な暗号化技術（SSL 128bit）に加え、ワンタイムパスワード・リスクベース認証等の対策を講じておりますので、安心してご利用いただけます。
法人ネットバンク	残高照会、振込、振替はもちろん、給与振込等のデータ伝送サービスもオフィスのパソコンでご利用できます。 安心してご利用いただけるよう、電子証明書による認証や通信の暗号化はもちろん、不正送金防止に対して有効なスマートフォンによる二経路認証など、高いセキュリティの確保、維持に取り組んでおります。

主な手数料一覧表

(平成27年7月31日現在)

内国為替の取扱手数料

区 分		系統金融機関あて	系統外金融機関あて
振込手数料 (1件につき)	電信扱い 文書扱い(付帯あり)	3万円未満	648円
		3万円以上	864円
	法人ネットバンク利用	3万円未満	432円
		3万円以上	648円
	A T M 利用 個人ネットバンク利用 ファームバンキング [®] 利用	3万円未満	432円
		3万円以上	648円
	文書扱い(付帯なし) 自動振込(文書扱い)	3万円未満	540円
		3万円以上	756円
送金手数料(1件につき)		432円	648円
代金取立手数料 (1通につき)	県内 J A あて	県外 J A ・他金融機関あて	
		(至急扱い)	(普通扱い)
	432円	864円	648円

(注) 視覚障がい者等の方から窓口にて振込の依頼を受けた場合は、通常の振込手数料を A T M 利用の手数料水準まで減免いたします。

その他の諸手数料

店内振込手数料	窓 口 扱	3万円未満	216円
		3万円以上	432円
	A T M 法人・個人ネットバンク ファームバンキング	無 料	
残高証明書発行手数料(継続発行)	1 通 に つ き	324円	
自己宛小切手発行手数料	1 枚 に つ き	540円	
通帳・証書再発行手数料	1 冊 ・ 1 枚 に つ き	1,080円	
キャッシュカード再発行手数料	1 枚 に つ き	1,080円	
国債口座管理手数料	1 口 座 に つ き	108円/月	
両 替 手 数 料	1 0 0 枚 以 下	無 料	
	1 0 1 枚 ~ 3 0 0 枚	108円	
	3 0 1 枚 ~ 1 , 0 0 0 枚	324円	
	1 , 0 0 1 枚 以 上	1,000枚まで毎に324円加算	
大量硬貨受入手数料	1 , 0 0 0 枚 以 上	216円 (1,000枚まで毎に108円加算)	

(注) 自己宛小切手発行手数料について、振り込め詐欺等特殊詐欺抑止対策のため、当会から自己宛小切手の振出を推奨した場合は、発行手数料は免除いたします。

決算の状況

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成 26 年度 (平成 27 年 3 月 31 日)	平成 25 年度 (平成 26 年 3 月 31 日)	科 目	平成 26 年度 (平成 27 年 3 月 31 日)	平成 25 年度 (平成 26 年 3 月 31 日)
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
現 金	751	848	貯 金	627,637	615,241
預 け 金	393,758	353,859	当 座 貯 金	7,179	4,956
系 統 預 け 金	392,804	352,480	普 通 貯 金	4,420	4,095
系 統 外 預 け 金	953	1,378	通 知 貯 金	1,519	3,966
買 入 金 銭 債 権	31	43	別 段 貯 金	368	908
有 価 証 券	199,271	220,886	定 期 貯 金	614,078	601,271
国 債	89,871	76,745	定 期 積 金	71	42
地 方 債	844	1,556	譲 渡 性 貯 金	11,821	13,385
政 府 保 証 債	805	1,725	借 用 金	3,500	3,500
金 融 債	9,716	33,498	代 理 業 務 勘 定	0	2
短 期 社 債	999	999	そ の 他 負 債	953	1,144
社 債	85,022	91,113	未 払 費 用	86	86
外 国 証 券	8,265	12,416	そ の 他 の 負 債	866	1,057
株 式	1,038	774	諸 引 当 金	1,769	1,732
受 益 証 券	2,706	2,056	相 互 援 助 積 立 金	1,312	1,292
貸 出 金	72,745	76,120	賞 与 引 当 金	39	39
手 形 貸 付	251	366	退 職 給 付 引 当 金	417	401
証 書 貸 付	43,749	48,317	繰 延 税 金 負 債	1,734	913
当 座 貸 越	7,364	9,471	債 務 保 証	340	337
金 融 機 関 貸 付	21,318	17,818	負債の部合計	647,757	636,256
割 引 手 形	60	146	(純 資 産 の 部)		
そ の 他 資 産	810	888	出 資 金	17,022	17,022
未 収 収 益	736	786	回 転 出 資 金	2,429	2,382
そ の 他 の 資 産	73	102	資 本 準 備 金	1	1
有 形 固 定 資 産	184	204	利 益 剰 余 金	25,238	24,300
建 物	107	117	利 益 準 備 金	12,760	12,250
土 地	61	61	そ の 他 利 益 剰 余 金	12,478	12,050
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	15	24	経 営 基 盤 安 定 化 積 立 金	2,500	2,000
無 形 固 定 資 産	32	56	特 別 積 立 金	7,146	7,046
ソ フ ト ウ ェ ア	32	56	当 期 未 処 分 剰 余 金	2,831	3,003
外 部 出 資	30,902	30,940	(うち当期剰余金)	2,262	2,532
系 統 出 資	30,672	30,672	会 員 資 本 合 計	44,691	43,706
系 統 外 出 資	219	258	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,031	2,880
子 会 社 等 出 資	10	10	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	5,031	2,880
繰 延 税 金 資 産	-	-	純 資 産 の 部 合 計	49,722	46,587
債 務 保 証 見 返	340	337			
貸 倒 引 当 金	△ 1,346	△ 1,342			
資産の部合計	697,480	682,843	負債及び純資産の部合計	697,480	682,843

損 益 計 算 書

(単位：百万円)

科 目	平成 26 年度	平成 25 年度
	(平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日)	(平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日)
経 常 収 益	6,967	7,336
資 金 運 用 収 益	6,359	6,419
貸 出 金 利 息	1,512	1,539
預 け 金 利 息	168	194
有 価 証 券 利 息 配 当 金	2,081	2,331
そ の 他 受 入 利 息	2,596	2,354
(うち受取奨励金)	(2,296)	(2,176)
(うち受取特別配当金)	(300)	(177)
役 務 取 引 等 収 益	33	36
受 入 為 替 手 数 料	12	13
そ の 他 の 受 入 手 数 料	20	23
そ の 他 事 業 収 益	334	370
受 取 助 成 金	7	9
買 入 金 銭 債 権 売 却 益	-	0
国 債 等 債 券 売 却 益	122	148
国 債 等 債 券 償 還 益	-	7
そ の 他 の 事 業 収 益	203	203
そ の 他 経 常 収 益	240	509
償 却 債 権 取 立 益	1	2
株 式 等 売 却 益	208	476
そ の 他 の 経 常 収 益	31	29
経 常 費 用	4,297	4,294
資 金 調 達 費 用	2,890	2,818
貯 金 利 息	161	163
譲 渡 性 貯 金 利 息	26	26
借 用 金 利 息	30	32
そ の 他 支 払 利 息	2,671	2,596
(うち支払奨励金)	(2,671)	(2,595)
役 務 取 引 等 費 用	5	5
支 払 為 替 手 数 料	2	2
そ の 他 の 支 払 手 数 料	1	1
そ の 他 の 役 務 取 引 等 費 用	0	0
そ の 他 事 業 費 用	62	159
支 払 助 成 金	61	51
国 債 等 債 券 売 却 損	-	13
金 融 派 生 商 品 費 用	1	93
経 常 費 用	1,190	1,174
そ の 他 経 常 費 用	149	136
貸 倒 引 当 金 繰 入	129	111
相 互 援 助 積 立 金 繰 入	19	23
株 式 等 償 却	-	2
そ の 他 の 経 常 費 用	0	0
経 常 利 益	2,669	3,042
特 別 損 失	0	0
固 定 資 産 処 分 損	0	0
税 引 前 当 期 利 益	2,669	3,041
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	405	505
法 人 税 等 調 整 額	1	4
法 人 税 等 合 計	407	509
当 期 剰 余 金	2,262	2,532
当 期 首 繰 越 剰 余 金	569	471
当 期 未 処 分 剰 余 金	2,831	3,003

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 26 年度 (平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日)		平成 25 年度 (平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日)	
1 事業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前当期利益		2,669		3,041
減価償却費		56		59
貸倒引当金の増加額		4	△	179
退職給付引当金の増加額		16		15
その他の引当金・積立金の増加額		19		22
資金運用収益	△	6,359	△	6,419
資金調達費用		2,890		2,818
有価証券関係損益(△)		376	△	16
固定資産処分損益(△)		0		0
貸出金の純増減(△)		3,375	△	3,828
預け金の純増減(△)	△	41,000	△	2,500
貯金の純増減(△)		10,833		13,568
コールローン等の純増(△)減額		11		16
事業分量配当金の支払額	△	1,154	△	1,018
その他	△	16	△	4
資金運用による収入		6,404		6,388
資金調達による支出	△	2,889	△	2,819
小計	△	24,760		9,145
法人税等の支払額	△	509	△	576
事業活動によるキャッシュ・フロー	△	25,270		8,569
2 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出	△	54,958	△	90,913
有価証券の売却による収入		31,608		46,124
有価証券の償還による収入		47,557		33,694
固定資産の取得による支出	△	12	△	43
投資活動によるキャッシュ・フロー		24,195	△	11,137
3 財務活動によるキャッシュ・フロー				
出資配当金の支払額	△	170	△	169
回転出資金の受入による収入		500		490
回転出資金の払戻しによる支出	△	453	△	444
財務活動によるキャッシュ・フロー	△	123	△	123
4 現金及び現金同等物に係る換算差額		-		-
5 現金及び現金同等物の増減額	△	1,198	△	2,692
6 現金及び現金同等物の期首残高		48,688		51,380
7 現金及び現金同等物の当期末残高		47,489		48,688

剰 余 金 処 分 計 算 書

(単位：百万円)

科 目	平成 26 年度	平成 25 年度
1. 当期末処分剰余金	2,831	3,003
2. 剰余金処分額	2,223	2,434
(1) 利益準備金	460	510
(2) 任意積立金	350	600
経営基盤安定化積立金	250	500
特別積立金	100	100
(3) 出資配当金	170	170
普通出資に対する配当金	170	170
(4) 事業分量配当金	1,243	1,154
3. 次期繰越剰余金	608	569

(注) 1. 出資金の配当率 年1.000%

2. 事業分量配当の分配基準は次のとおりです。

- ・ 平成 26 年度 定期貯金ネット平均残高に対し年 0.210%
- ・ 平成 25 年度 定期貯金ネット平均残高に対し年 0.200%

3. 任意積立金のうち、経営基盤安定化積立金は次のとおりです。

- (1) 積立目的 県下信用事業の経営基盤の維持・強化に資するため、予測しがたい諸リスクに備えること。
- (2) 積立目標額 特別積立金の額までとする。
- (3) 積立基準 処分対象剰余金から利益剰余金、特別積立金、配当予定額を控除し、なお残余があるとき積み立てることができる。
- (4) 取崩基準 経営管理委員会の承認を得て、積立目的に照らして必要な額を取り崩すことができる。

注 記 表

平成26年度

(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。
- (2) 有価証券（外部出資決定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。
 ・満期保有目的の債券・・・定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 ・関係法人等株式・・・原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 ・その他有価証券
 時価のあるもの・・・原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 時価を把握することが極めて困難と認められるもの
 ・原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。
- (3) 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しております。
 建 物 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は15年～50年であります。
 建物以外 定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は4年～20年であります。
- (4) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- (5) 引当金の計上方法
 ① 貸倒引当金
 貸倒引当金は、「資産の償却・引当計上基準」に則り、次のとおり計上しております。
 正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれが多い額（当年度は貸倒実績率を採用）を計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
 すべての債権は、「自己査定規程」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定部署が査定結果を監査しております。
- ② 賞与引当金
 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金
 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。
- (6) 消費税等の会計処理
 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。

2 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は940百万円であります。
- (2) 有形固定資産の圧縮記帳額は125百万円であります。
- (3) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として車両があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。
- | | 1年以内 | 1年超 | 合 計 |
|--------------|------|-------|-------|
| オペレーティング・リース | 6百万円 | 18百万円 | 24百万円 |
- (4) 担保に供している資産は次のとおりであります。
 為替決済取引の担保として預け金33,000百万円、泉収納代理契約の担保として預け金16百万円を差し入れております。
- (5) 子会社等に対する金銭債権はありません。
- (6) 子会社等に対する金銭債務の総額は553百万円であります。

- (7) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。
- (8) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。
- (9) 貸出金のうち、破綻先債権額は812百万円、延滞債権額は307百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- (10) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額ははありません。
 なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- (11) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額ははありません。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- (12) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,120百万円であります。
 なお、(9)と(12)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- (13) 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は60百万円であります。
- (14) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は20,991百万円であります。
- (15) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金13,818百万円が含まれております。
- (16) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金3,500百万円が含まれております。
- 3 損益計算書に関する事項**
- | | |
|--|--------|
| (1) 子会社等との取引による収益総額 | 1百万円 |
| うち事業取引高 | 1百万円 |
| うち事業取引以外の取引高 | -1百万円 |
| (2) 子会社等との取引による費用総額 | 133百万円 |
| うち事業取引高 | 133百万円 |
| うち事業取引以外の取引高 | -1百万円 |
| (3) すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却に伴い債権額と引当金戻入額を相殺しています。相殺した金額は124百万円であります。 | |

4 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、福井県を事業区域として、地元の J A 等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。

J A は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。

当会では、これを原資として、資金を必要とする J A や農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（及び個人）に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

当年度末における貸出金のうち、31.91%は電力業に対するものであり、当該電力業を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がされない可能性があります。

また、有価証券は、主に債券、株式であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金、自己資本増強の一環として、会員である地元の J A から借り入れた永久劣後特約付借入金であります。

劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められているものですが、その劣後特約が付されていない借入金よりも高い金利設定となっております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクマネジメント要項に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、融資部のほかリスク審査部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会において報告・協議を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会では、リスクマネジメント基本方針及び市場リスクマネジメント要項において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、余裕金運用会議において決定された投資方針に基づき、リスク管理委員会において運営状況の把握・確認、今後の対応等を協議し理事会に報告を行っております。

また、ALMIにより、管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的にリスク管理委員会に協議を行っております。

(b) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、余裕金運用方針に基づき、余裕金運用規程に従って行われております。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

管理部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は資産自己査定の実施結果として、リスク管理委員会及び理事会において定期的に報告されております。

(c) 市場リスクに係る定量的情報

(トレーディング目的以外の金融商品)

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「買入金債権」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」であります。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.10%上昇したものと想定した場合には、経済価値が255百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しております。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、リスク管理委員会において、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含まず③に記載しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	393,758	393,621	△ 137
有価証券			
満期保有目的の債券	5,499	5,512	12
その他有価証券	193,771	193,771	-
貸出金	72,745		
貸倒引当金	△ 1,346		
貸倒引当金控除後	71,398	79,524	8,126
資産計	664,428	672,430	8,002
貯金	639,459	638,983	△ 475
負債計	639,459	638,983	△ 475

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

2. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金11,821百万円を含めております。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

c 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしてあります。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

	貸借対照表計上額
外部出資	30,902百万円
合計	30,902百万円

(注) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

④ 金債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	393,758百万円	-百万円	-百万円	-百万円	-百万円	-百万円
有価証券						
満期保有目的の債券	5,500	-	-	-	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの	21,746	12,461	9,152	7,730	13,400	113,305
貸出金	13,702	4,032	3,713	3,467	2,141	44,872
合計	434,706	16,493	12,865	11,197	15,541	158,177

(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）59百万円については「1年以内」に含めてあります。また、劣後特約付貸出金13,818百万円については「5年超」に含めてあります。

2. 貸出金のうち、期限の利益を喪失した債権等815百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

平成 26 年度

(自平成 26 年 4 月 1 日 至平成 27 年 3 月 31 日)

⑤ 有利負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金	627,233百万円	240百万円	155百万円	2百万円	5百万円	-百万円
譲渡性貯金	11,821	-	-	-	-	-
合計	639,054	240	155	2	5	-

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

5 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、有価証券のほか、「受益証券」、並びに「買入金銭債権」中の金銭債権信託の受益権証券(保有区分口)が含まれております。以下(3)まで同様であります。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類毎の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

種類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
	-百万円	-百万円	-百万円
時価が貸借対照表計上額を超えるもの			
国債	-	-	-
地方債	-	-	-
政府保証債	-	-	-
金融債	4,500	4,512	12
短期社債	999	999	0
社債	-	-	-
外国証券	-	-	-
その他	31	31	0
小計	5,530	5,543	12
時価が貸借対照表計上額を超えないもの			
国債	-	-	-
地方債	-	-	-
政府保証債	-	-	-
金融債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社債	-	-	-
外国証券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	-	-	-
合計	5,530	5,543	12

② その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

種類	取得原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	354百万円	1,038百万円	684百万円
債券			
国債	86,011	89,871	3,860
地方債	836	844	8
政府保証債	799	805	6
金融債	4,800	4,818	18
短期社債	-	-	-
社債	80,176	82,189	2,013
外国証券	5,298	5,358	59
その他	-	-	-
その他	2,319	2,706	386
小計	180,597	187,633	7,036
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券			
国債	-	-	-
地方債	-	-	-
政府保証債	-	-	-
金融債	400	398	△ 1
短期社債	-	-	-
社債	2,838	2,832	△ 5
外国証券	2,997	2,907	△ 90
その他	-	-	-
その他	-	-	-
小計	6,235	6,138	△ 97
合計	186,833	193,771	6,938

(注) 上記差額合計から繰延税金負債1,907百万円を差し引いた金額5,031百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額	売却益	売却損
債券	25,909百万円	122百万円	-百万円
その他	5,690	208	-
合計	31,600	330	-

6 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度(積立型制度)及び退職一時金制度(非積立型制度)を設けております。確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。また、この制度に加え、退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約に基づく退職共済制度を採用しています。

当会が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	401百万円
退職給付費用	47百万円
退職給付の支払額	△ 16百万円
制度への拠出額	△ 13百万円
期末における退職給付引当金	417百万円

b 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	489百万円
年金資産	△ 489百万円
	-百万円
非積立型制度の退職給付債務	417百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	417百万円

退職給付引当金	417百万円
前払年金費用	-百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	417百万円

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	47百万円
----------------	-------

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特別業務負担金を含めて計上しております。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特別業務負担金の額は、7百万円となっております。

また、存続組合より示された平成27年3月現在における平成44年3月までの特別業務負担金の将来見込額は、109百万円となっております。

7 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	202百万円
賞与引当金超過額	10百万円
退職給付超過額	115百万円
相互援助積立金	362百万円
貸出金有税償却額	17百万円
有価証券有税償却額	16百万円
未払事業税	24百万円
減価償却超過額	19百万円
その他	6百万円
繰延税金資産小計	775百万円
評価性引当額	△ 602百万円
繰延税金資産合計(A)	173百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 1,907百万円
繰延税金負債合計(B)	△ 1,907百万円
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△ 1,734百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.61%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.08%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 0.22%
事業分量配当金	△ 12.86%
住民税均等割額	0.16%
評価性引当額の増減	0.49%
税率変更による期末繰延税金資産(負債)の増額修正	△ 0.01%
税効果会計適用後の法人税率の負担率	15.25%

(3) 地方税等の税率の変更

「地方税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第4号)および「地方税法」(平成26年法律第11号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年10月1日以後に開始する年度から法人住民税法人税制割等の税率の引下げ、法人事業税の税率の引上げおよび地方法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、平成27年4月1日に開始する年度に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の27.61%から27.66%となります。この税率変更により、繰延税金負債が3百万円増加し、その他有価証券評価差額金が3百万円減少し、法人税等調整額が0百万円減少しています。

8 持分法損益等に関する事項

関連法人等に対する投資の金額	10百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	306百万円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	2百万円

9 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。
 - ・満期保有目的の債券・・・定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・関係法人等株式・・・原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・その他有価証券
 - 時価のあるもの・・・原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価を把握することが極めて困難と認められるもの
 - ・・・原価法（売却原価は移動平均法により算定）

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。
- (3) 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しております。

建 物	定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は13年～50年であります。
建物以外	定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は4年～20年であります。
- (4) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- (5) 引当金の計上方法
 - ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当計上基準」に則り、次のとおり計上しております。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額（当年度は貸倒実績率を採用）を計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、「自己査定規程」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
 - ② 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。
 - ③ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。
- (6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。

(追加情報)

- (1) 当会が取引先への貸出金に対し、福井県信用保証協会から保証（保証額165百万円）を受けておりますが、当該取引先が破綻したため、平成24年4月に当会が原告となり福井県信用保証協会に対し保証債務履行請求の訴訟中であります。

なお、福井県信用保証協会による保証の不履行に伴う損失見込額の算定は困難です。

2 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は921百万円であります。
- (2) 有形固定資産の圧縮記帳額は125百万円であります。
- (3) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として車両があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。

	1年以内	1年超	合 計
オペレーティング・リース	5百万円	17百万円	23百万円

- (4) 担保に供している資産は次のとおりであります。

為替決済取引の担保として預け金33,000百万円、県収納代理契約の担保として預け金16百万円を差し入れております。
- (5) 子会社等に対する金銭債権はありません。
- (6) 子会社等に対する金銭債務の総額は430百万円であります。
- (7) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。
- (8) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。
- (9) 貸出金のうち、破綻先債権額は1,004百万円、延滞債権額は230百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- (10) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- (11) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- (12) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,235百万円であります。

なお、(9)と(12)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- (13) 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は146百万円であります。
- (14) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は27,924百万円であります。
- (15) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金13,818百万円が含まれております。
- (16) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金3,500百万円が含まれております。

3 損益計算書に関する事項

- (1) 子会社等との取引による収益総額

うち事業取引高	1百万円
うち事業取引以外の取引高	-百万円
- (2) 子会社等との取引による費用総額

うち事業取引高	134百万円
うち事業取引以外の取引高	-百万円
- (3) すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却に伴い債権額と引当金戻入額を相殺しています。相殺した金額は23百万円であります。
- (4) すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、売却に伴い売却損と引当金戻入額を相殺しています。相殺した金額は266百万円であります。

4 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、福井県を事業区域として、地元の J A 等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。

J A は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。

当会では、これを原資として、資金を必要とする J A や農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（及び個人）に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

当年度末における貸出金のうち、31.92%は電力業に対するものであり、当該電力業を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がされない可能性があります。

また、有価証券は、主に債券、株式であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金、自己資本増強の一環として、会員である地元の J A から借り入れた永久劣後特約付借入金であります。

劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められているものですが、その劣後特約が付されていない借入金よりも高い金利設定となっております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクマネジメント要項に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、融資部のほかリスク審査部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会において報告・協議を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会では、リスクマネジメント基本方針及び市場リスクマネジメント要項において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、余裕金運用会議において決定された投資方針に基づき、リスク管理委員会において運営状況の把握・確認、今後の対応等を協議し理事会に報告を行っております。

また、ALMにより、管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的にリスク管理委員会と協議を行っております。

(b) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、余裕金運用方針に基づき、余裕金運用規程に従い行われております。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

管理部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は資産自己査定の実施結果として、リスク管理委員会及び理事会において定期的に報告されております。

(c) 市場リスクに係る定量的情報

(トレーディング目的以外の金融商品)

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「買入金債権」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」であります。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.10%上昇したものと想定した場合には、経済価値が277百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しております。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、リスク管理委員会において、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	353,859	353,680	△ 178
有価証券			
満期保有目的の債券	11,499	11,554	54
その他有価証券	209,386	209,386	-
貸出金	76,120		
貸倒引当金	△ 1,342		
貸倒引当金控除後	74,778	82,537	7,758
資産計	649,523	657,158	7,634
貯金	628,626	627,962	△ 663
負債計	628,626	627,962	△ 663

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

2. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金13,385百万円を含めております。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によりしております。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 有価証券

株式は取引所の価格により、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

c 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

	貸借対照表計上額
外部出資	30,940百万円
合計	30,940百万円

(注) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

④ 金債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	353,859百万円	-百万円	-百万円	-百万円	-百万円	-百万円
有価証券						
満期保有目的の債券	7,000	4,500	-	-	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの	40,645	18,146	12,461	10,152	9,300	106,500
貸出金	15,586	4,661	3,450	3,497	3,263	44,653
合計	417,091	27,307	15,911	13,649	12,563	151,153

(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）76百万円については「1年以内」に含めております。また、劣後特約付貸出金13,818百万円については「5年超」に含めております。

2. 貸出金のうち、期限の利益を喪失した債権等1,006百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

平成 25 年度

(自平成 25 年 4 月 1 日 至平成 26 年 3 月 31 日)

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金	615,036百万円	53百万円	45百万円	104百万円	0百万円	-百万円
譲渡性貯金	13,385	-	-	-	-	-
合計	628,422	53	45	104	0	-

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

5 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりであります。これらには、有価証券のほか、「受益証券」、並びに「買入金銭債権」中の金銭債権信託の受益権証書(保有区分口)が含まれております。以下(3)まで同様であります。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類毎の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

種類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの			
国債	-百万円	-百万円	-百万円
地方債	-	-	-
政府保証債	-	-	-
金融債	10,500	10,554	54
短期社債	999	999	0
社債	-	-	-
外国証券	-	-	-
その他	43	43	0
小計	11,543	11,597	54
時価が貸借対照表計上額を超えないもの			
国債	-	-	-
地方債	-	-	-
政府保証債	-	-	-
金融債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社債	-	-	-
外国証券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	-	-	-
合計	11,543	11,597	54

② その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

種類	取得原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	348百万円	769百万円	420百万円
債券			
国債	74,896	76,745	1,848
地方債	1,531	1,556	24
政府保証債	1,700	1,725	24
金融債	20,800	20,900	100
短期社債	-	-	-
社債	81,102	82,507	1,405
外国証券	10,898	11,039	141
その他	-	-	-
その他	1,431	1,521	89
小計	192,709	196,764	4,054
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	5	5	-
債券			
国債	-	-	-
地方債	-	-	-
政府保証債	-	-	-
金融債	2,100	2,098	△ 1
短期社債	-	-	-
社債	8,676	8,606	△ 69
外国証券	1,380	1,376	△ 3
その他	-	-	-
その他	546	534	△ 11
小計	12,707	12,622	△ 85
合計	205,417	209,386	3,968

(注) 上記差額合計から繰延税金負債1,088百万円を差し引いた金額2,880百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く。)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするともに、評価差額を当年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当年度における減損処理額は、2百万円(株式)であります。

なお、減損処理にあたっては、当年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行っております。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額	売却益	売却損
債券	40,564百万円	148百万円	13百万円
その他	5,557	476	-
合計	46,122	625	13

6 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度(積立型制度)及び退職一時金制度(非積立型制度)を設けております。確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。また、この制度に加え、退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約に基づく退職共済制度を採用しております。

当会が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

② 確定給付制度

a 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	385百万円
退職給付費用	48百万円
退職給付の支払額	19百万円
制度への拠出額	13百万円
期末における退職給付引当金	401百万円

b 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表で計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	489百万円
年金資産	△ 489百万円
	-百万円
非積立型制度の退職給付債務	401百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	401百万円

退職給付引当金	401百万円
前払年金費用	-百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	401百万円

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	49百万円
----------------	-------

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、7百万円となっております。

また、存続組合より示された平成26年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、107百万円となっております。

平成 25 年度

(自平成 25 年 4 月 1 日 至平成 26 年 3 月 31 日)

7 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	196百万円
賞与引当金超過額	10百万円
退職給付超過額	110百万円
相互援助積立金	356百万円
貸出金有税償却額	17百万円
有価証券有税償却額	16百万円
未払事業税	28百万円
減価償却超過額	20百万円
その他	7百万円
繰延税金資産小計	764百万円
評価性引当額	△ 589百万円
繰延税金資産合計(A)	174百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 1,088百万円
繰延税金負債合計(B)	△ 1,088百万円
繰延税金負債の純額(A) + (B)	△ 913百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	29.39%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.12%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 0.17%
事業分量配当金	△ 11.15%
住民税均等割額	0.14%
評価性引当額の増減	△ 1.57%
税率変更による期末繰延税金資産(負債)の減額修正	0.09%
その他	△ 0.10%
税効果会計適用後の法人税率の負担率	16.75%

(3) 法人税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する年度に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実行税率は、従来の29.39%から27.61%となります。この税率変更により繰延税金資産が2百万円減少し、法人税等調整額が2百万円増加しています。

8 持分法損益等に関する事項

関連法人等に対する投資の金額	10百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	303百万円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	17百万円

9 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。

- 1 私は平成26年4月1日から平成27年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関する全ての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。
- 2 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - ・ 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - ・ 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については内部監査部門から理事会等に適切に報告されております。
 - ・ 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成27年6月25日

福井県信用農業協同組合連合会
代表理事理事長 峨家 二三雄



(注)

財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、キャッシュ・フロー計算書及び注記表を指しています。

損益の状況

最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円, 口, 人, %)

項目	平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度
経常収益	6,967	7,336	7,793	7,192	6,993
経常利益	2,669	3,042	3,142	1,851	2,627
当期剰余金	2,262	2,532	2,575	1,265	2,239
出資金	17,022	17,022	17,022	16,910	16,817
出資口数	1,702,258	1,702,258	1,702,258	1,691,081	1,681,746
純資産額	49,722	46,587	44,536	42,244	42,213
総資産額	697,480	682,843	667,173	646,446	641,972
貯金等残高	639,459	628,626	615,057	597,178	594,279
貸出金残高	72,745	76,120	72,292	64,485	55,931
有価証券残高	199,271	220,886	208,866	217,218	206,498
剰余金配当金額	1,413	1,324	1,188	1,132	1,272
普通出資配当額	170	170	169	168	167
事業分量配当額	1,243	1,154	1,018	963	1,104
職員数	78	77	77	73	74
単体自己資本比率	18.88	20.09	20.23	20.91	19.64

(注)

「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農林水産省告示第2号）に基づき算出しております。なお、平成24年度以前は旧告示（パーゼルⅡ）に基づく単体自己資本比率を記載しています。

利益総括表

(単位：百万円, %)

項目	平成26年度	平成25年度	増減
資金運用収支	3,469	3,601	△ 131
役員取引等収支	27	31	△ 3
その他事業収支	271	211	59
事業粗利益	3,769	3,844	△ 75
事業粗利益率	0.57	0.59	△ 0.02

(注)

1. 資金運用収支＝資金運用収益－（資金調達費用－金銭の信託運用見合費用）
2. 役員取引等収支＝役員取引等収益－役員取引等費用
3. その他事業収支＝その他事業収益－その他事業費用
4. 事業粗利益＝資金運用収支＋役員取引等収支＋その他事業収支
5. 事業粗利益率＝事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100

資金運用収支の内訳

(単位：百万円，%)

項目	平成 26 年度			平成 25 年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	661,010	6,359	0.96	646,262	6,419	0.99
うち 預け金	386,555	2,765	0.72	361,528	2,548	0.70
うち 有価証券	198,615	2,081	1.05	209,722	2,331	1.11
うち 貸出金	75,801	1,512	2.00	74,959	1,539	2.05
資金調達勘定	645,828	2,890	0.45	631,905	2,818	0.45
うち 貯金・定積	623,398	2,833	0.45	609,987	2,758	0.45
うち 譲渡性貯金	18,915	26	0.14	18,384	26	0.15
うち 借入金	3,500	30	0.87	3,500	32	0.92
総資金利ざや			0.33			0.36

(注)

- 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率
 資金調達原価率＝（資金調達費用（貯金利息＋譲渡性貯金利息＋売現先利息＋債券貸借取引支払利息＋借入金利息＋金利スワップ支払利息＋その他支払利息（支払雑利息等））＋経費－金銭の信託運用見合費用）／（貯金＋譲渡性貯金＋売現先勘定＋債券貸借取引受入担保金＋借入金＋その他（貸付留保金、従業員預り金等）－金銭の信託運用見合額）×100
- 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。
- 資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には、支払奨励金が含まれています。
- 資金調達勘定計の平均残高及び利息は金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。

受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項目	平成 26 年度増減額	平成 25 年度増減額
受取利息	△ 60	△ 29
うち 預け金	216	67
うち 有価証券	△ 250	△ 114
うち 貸出金	△ 26	18
支払利息	71	60
うち 貯金・定積	74	70
うち 譲渡性貯金	0	1
うち 借入金	△ 1	△ 9
差引	△ 131	△ 89

(注)

- 増減額は前年度対比です。
- 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。
- 支払利息の「うち貯金・定積」には、支払奨励金が含まれています。
- 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

事業の概況

貯金に関する指標

科目別貯金平均残高

(単位：百万円，%)

種 類	平成 26 年度		平成 25 年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
流 動 性 貯 金	13,346	2.1	12,119	1.9	1,226
定 期 性 貯 金	609,970	95.0	597,779	95.1	12,191
そ の 他 の 貯 金	81	0.0	88	0.0	△ 7
計	623,398	97.1	609,987	97.1	13,411
譲 渡 性 貯 金	18,915	2.9	18,384	2.9	531
合 計	642,313	100.0	628,371	100.0	13,942

(注)

1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

定期貯金残高

(単位：百万円，%)

種 類	平成 26 年度		平成 25 年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
定 期 貯 金	614,078	100.0	601,271	100.0	12,806
うち固定金利定期	614,078	100.0	601,271	100.0	12,806
うち変動金利定期	0	0.0	0	0.0	0

(注)

1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

貸出金等に関する指標

科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	平成 26 年度	平成 25 年度	増 減
手 形 貸 付	352	401	△ 48
証 書 貸 付	46,399	48,732	△ 2,333
当 座 貸 越	9,668	9,182	485
金 融 機 関 貸 付	19,264	16,522	2,742
割 引 手 形	116	120	△ 4
合 計	75,801	74,959	841

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円，%)

種 類	平成 26 年度		平成 25 年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
固 定 金 利 貸 出	46,271	63.6	47,391	62.3	△ 1,119
変 動 金 利 貸 出	26,473	36.4	28,729	37.7	△ 2,255
合 計	72,745	100.0	76,120	100.0	△ 3,375

貸出金及び債務保証見返の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	平成 26 年度		平成 25 年度		増 減	
	貸 出 金	債務保証見返	貸 出 金	債務保証見返	貸 出 金	債務保証見返
貯金・定期積金等	924	1	1,005	2	△ 80	△ 1
有 価 証 券	-	-	-	-	-	-
動 産	-	-	-	-	-	-
不 動 産	2,548	238	3,004	201	△ 456	36
そ の 他 担 保 物	908	-	960	-	△ 51	-
小 計	4,382	239	4,970	204	△ 587	34
農業信用基金協会保証	248	-	326	-	△ 77	-
そ の 他 保 証	10,151	59	12,438	77	△ 2,287	△ 18
小 計	10,400	59	12,765	77	△ 2,364	△ 18
信 用	57,962	42	58,384	55	△ 422	△ 12
合 計	72,745	340	76,120	337	△ 3,375	3

貸出金の用途別内訳残高

(単位：百万円，%)

種 類	平成 26 年度		平成 25 年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
設 備 資 金	5,152	7.1	5,854	7.7	△ 701
運 転 資 金	67,592	92.9	70,266	92.3	△ 2,673
合 計	72,745	100.0	76,120	100.0	△ 3,375

元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

貸出金の業種別残高

(単位：百万円，%)

種 類	平成26年度		平成25年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
農 業	53	0.1	75	0.1	△ 22
林 業	-	-	0	0.0	0
水 産 業	-	-	-	-	-
製 造 業	846	1.2	1,123	1.5	△ 276
鉱 業	-	-	-	-	-
建 設 業	621	0.9	906	1.2	△ 284
電気・ガス・熱供給・水道業	23,215	31.9	24,305	31.9	△ 1,090
運 輸 ・ 通 信 業	1,180	1.6	1,225	1.6	△ 44
卸売・小売業・飲食店	1,555	2.1	1,479	1.9	76
金 融 ・ 保 険 業	22,818	31.4	21,318	28.0	1,500
不 動 産 業	2,385	3.3	2,692	3.5	△ 307
サ ー ビ ス 業	8,460	11.6	10,828	14.2	△ 2,367
地 方 公 共 団 体	11,263	15.5	11,754	15.4	△ 491
そ の 他	344	0.5	410	0.5	△ 66
合 計	72,745	100.0	76,120	100.0	△ 3,375

(注)

林業には森林組合連合会への貸出金を含みます。

主要な農業関係の貸出金残高

1. 営農類型別

(単位：百万円)

区 分	平成26年度	平成25年度	増 減
農 業	53	75	△ 22
穀 作	4	6	△ 2
野 菜 ・ 園 芸	2	4	△ 2
果 樹 ・ 樹 園 農 業	-	-	-
工 芸 作 物	-	-	-
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	2	4	△ 1
養 鶏 ・ 養 卵	43	60	△ 17
養 蚕	-	-	-
そ の 他 農 業	-	-	-
農 業 関 連 団 体 等	4,503	6,730	△ 2,227
合 計	4,556	6,806	△ 2,250

(注)

1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。
なお、上記の「貸出金の業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや経済連とその子会社等が含まれています。

2. 資金種類別

(1) 貸出金

(単位：百万円)

区 分	平成26年度	平成25年度	増 減
プロパー資金	4,556	6,806	△ 2,250
農業制度資金	-	-	-
農業近代化資金	-	-	-
その他制度資金	-	-	-
合 計	4,556	6,806	△ 2,250

(注)

1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

(2) 受託貸付金

(単位：百万円)

区 分	平成26年度	平成25年度	増 減
日本政策金融公庫資金	1,833	1,824	9
合 計	1,833	1,824	9

(注)

日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)等にかかる資金をいいます。

リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

区 分	平成26年度	平成25年度	増 減
破綻先債権額	812	1,004	△ 192
延滞債権額	307	230	77
3カ月以上延滞債権額	-	-	-
貸出条件緩和債権額	-	-	-
合 計	1,120	1,235	△ 115

(注)

1. 破綻先債権
元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金)をいいます。
2. 延滞債権
未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。
3. 3カ月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものをいいます。
4. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債権区分	平成26年度					平成25年度				
	債権額	保 全 額				債権額	保 全 額			
		担保	保証	引当	合計		担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	991	178	25	786	991	1,038	53	191	793	1,038
危険債権	128	34	12	81	128	196	134	4	57	196
要管理債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	1,120	213	38	868	1,120	1,235	188	196	851	1,235
正常債権	72,066					75,338				
合計	73,187					76,573				

(注)

上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。

なお、当会は同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

3か月以上延滞債権で上記1及び2に該当しないもの及び貸出条件緩和債権をいいます。

4. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	平成26年度					平成25年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	491	478	-	491	478	462	491	-	462	491
個別貸倒引当金	851	868	124	726	868	1,058	851	290	768	851
合計	1,342	1,346	124	1,217	1,346	1,521	1,342	290	1,230	1,342

貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	平成26年度	平成25年度
貸出金償却額	124	23

(注)

貸出金償却額は、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額との相殺した金額を含めて表示しています。

有価証券に関する指標

種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	平成 26 年度	平成 25 年度	増 減
国 債	78,204	63,113	15,090
地 方 債	1,057	1,604	△ 547
政 府 保 証 債	1,233	1,748	△ 515
金 融 債	18,759	40,352	△ 21,592
短 期 社 債	913	1,039	△ 125
社 債	86,051	83,587	2,464
外 国 証 券	10,353	16,618	△ 6,265
株 式	356	357	△ 1
受 益 証 券	1,685	1,300	385
合 計	198,615	209,722	△ 11,107

有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定 めのない もの	合 計
平成26年度								
国 債	6,021	935	1,692	8,589	18,554	54,078	-	89,871
地 方 債	577	266	-	-	-	-	-	844
政 府 保 証 債	601	204	-	-	-	-	-	805
金 融 債	8,412	905	398	-	-	-	-	9,716
短 期 社 債	999	-	-	-	-	-	-	999
社 債	7,830	18,461	19,183	13,696	25,647	-	202	85,022
外 国 証 券	2,913	1,434	498	1,508	-	1,911	-	8,265
株 式	-	-	-	-	-	-	1,038	1,038
受 益 証 券	-	-	230	-	-	-	2,476	2,706
平成25年度								
国 債	3,202	6,205	1,057	6,247	19,661	40,370	-	76,745
地 方 債	699	856	-	-	-	-	-	1,556
政 府 保 証 債	908	817	-	-	-	-	-	1,725
金 融 債	22,055	9,344	2,098	-	-	-	-	33,498
短 期 社 債	999	-	-	-	-	-	-	999
社 債	14,220	14,187	16,312	25,636	20,550	-	205	91,113
外 国 証 券	5,817	4,367	699	1,532	-	-	-	12,416
株 式	-	-	-	-	-	-	774	774
受 益 証 券	-	-	-	-	-	-	2,056	2,056

商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

有価証券の時価情報等

1. 有価証券の時価情報

(単位：百万円)

保有区分	平成26年度			平成25年度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
売 買 目 的	-	-	-	-	-	-
満 期 保 有 目 的	5,499	5,499	-	11,499	11,499	-
そ の 他	186,833	193,771	6,938	205,417	209,386	3,968
合 計	192,332	199,271	6,938	216,917	220,886	3,968

(注)

1. 時価は期末日における市場価格等によっています。
2. 取得価額は取得原価又は償却原価によっています。
3. 満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しています。
4. その他有価証券については、時価を貸借対照表価額としています。

2. 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

3. デリバティブ取引等

(1) 金融先物取引等

該当する取引はありません。

(2) 金融等デリバティブ取引

該当する取引はありません。

(3) 有価証券店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

(4) 証券先物取引等

該当する取引はありません。

経営諸指標

利 益 率

(単位：%)

項 目	平成 26 年度	平成 25 年度	増	減
総資産経常利益率	0.39	0.45	△	0.06
純資産経常利益率	6.06	7.09	△	1.03
総資産当期純利益率	0.33	0.37	△	0.04
純資産当期純利益率	5.14	5.90	△	0.76

(注)

1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
2. 純資産経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
4. 純資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

貯 貸 率 ・ 貯 証 率

(単位：%)

区 分	平成 26 年度	平成 25 年度	増	減	
貯 貸 率	期 末	11.38	12.11	△	0.73
	期 中 平 均	11.80	11.93	△	0.13
貯 証 率	期 末	31.16	35.14	△	3.98
	期 中 平 均	30.92	33.38	△	2.46

(注)

1. 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／（貯金残高＋譲渡性貯金残高）×100
2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／（貯金平均残高＋譲渡性貯金平均残高）×100
3. 貯証率（期 末）＝有価証券残高／（貯金残高＋譲渡性貯金残高）×100
4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／（貯金平均残高＋譲渡性貯金平均残高）×100

自己資本充実の状況

自己資本の状況

1. 自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保の増強に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、平成27年3月末における単体自己資本比率は18.88%となりました。

2. 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資金のほか、回転出資金、永久劣後債務により調達しております。

○ 普通出資金

項目	内容
発行主体	福井県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	17,022百万円（前年度17,022百万円）

○ 回転出資金

項目	内容
発行主体	福井県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	回転出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,929百万円（前年度2,382百万円）

○ 永久劣後債務

項目	内容
発行主体	福井県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	永久劣後債務
コア資本に係る基礎項目に算入した額	3,364百万円（前年度3,500百万円）
償還期限	定めなし
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約	あり（※1）

※1 劣後事由（破産の場合、民事再生の場合、日本法以外による倒産手続の場合）が発生・継続している場合を除き、主務省の事前承認が得られた場合に、1か月前までの事前通知により償還可能

自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出規程」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

3. 自己資本の構成

(単位：百万円，%)

項目	26 年度		25 年度	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	40,848		39,999	
うち、出資金及び資本準備金の額	17,023		17,023	
うち、再評価積立金の額	-		-	
うち、利益剰余金の額	25,238		24,300	
うち、外部流出予定額(△)	1,413		1,324	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,790		1,783	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	1,790		1,783	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	5,294		5,882	
うち、回転出資金の額	1,929		2,382	
うち、上記以外に該当するものの額	3,364		3,500	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の 45 パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	47,933		47,665	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	4	18	-	41
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービング・ライツに係るもの以外の額	4	18	-	41
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	26	107	-	134
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
前払年金費用の額	-	-	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	-
特定項目に係る 10 パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る 15 パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	31		-	
自己資本				
自己資本の額(イ) - (ロ)	47,901		47,665	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	246,597		229,945	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 54,194		△ 96,579	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービング・ライツに係るものを除く)	18		41	
うち、繰延税金資産	107		134	
うち、前払年金費用	-		-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 54,321		△ 96,755	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8 パーセントで除して得た額	7,005		7,199	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	253,602		237,144	
自己資本比率				
自己資本比率(ハ) / (ニ)	18.88%		20.09%	

(注)

- 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。
なお、当会は国内基準を採用しています。
- 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。
なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

4. 自己資本の充実度に関する事項

(1) 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	平成26年度			平成25年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	88,212	-	-	75,071	-	-
我が国の地方公共団体向け	12,102	-	-	13,872	-	-
地方公共団体金融機構向け	699	-	-	1,200	-	-
我が国の政府関係機関向け	100	0	0	1,304	80	3
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	413,802	82,760	3,310	397,076	79,400	3,176
法人等向け	110,912	65,553	2,622	119,650	80,435	3,217
中小企業等向け及び個人向け	201	145	5	249	175	7
抵当権付住宅ローン	60	17	0	72	19	0
不動産取得等事業向け	1,579	1,521	60	1,903	1,862	74
三月以上延滞等	763	28	1	848	41	1
信用保証協会等による保証付	295	27	1	466	45	1
出資等	711	711	28	752	752	30
他の金融機関等の対象資本調達手段	58,948	147,370	5,894	64,503	161,258	6,450
特定項目のうち調整項目に算入されないもの	47	119	4	55	139	5
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	2,487	2,156	86	2,102	2,002	80
証券化	31	6	0	43	8	0
経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの		△ 54,194	△ 2,167		△ 96,579	△ 3,863
上記以外	1,141	374	14	1,168	301	12
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	692,098	246,597	9,863	680,342	229,944	9,197
CVAリスク相当額÷8%		-	-		-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	1	0	0	8	0	0
信用リスクアセットの額の合計額	692,099	246,597	9,863	680,350	229,945	9,197
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額(基礎的手法)		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除した額 a	所要自己資本額 b=a×4%		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除した額 a	所要自己資本額 b=a×4%
		7,005	280		7,199	287
所要自己資本額		リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%		リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%
		253,602	10,144		237,144	9,485

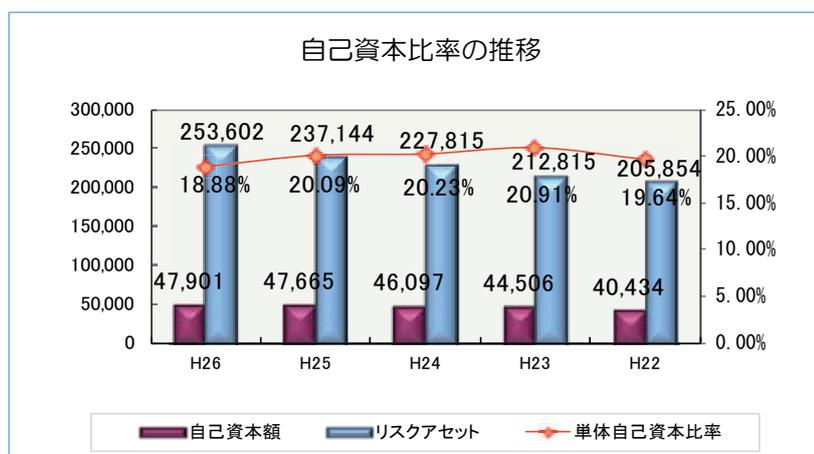
(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが 150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目及び土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したもの、不算入としたものが該当します。
7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{）の直近 3 年間の合計額}}{\text{直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$



信用リスクに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要

(1) 当会では、信用リスクを確実に認識し、評価・計測を行い、報告するため、「自己資本比率算出規程」「自己資本比率算出事務手続」を制定しております。関連諸規程では、信用リスク量を算出するためのプロセス、算出に係る手続きを定めており、統一的な手法によるリスク量算出を行っています。

なお、算出プロセス・計量化したリスク量などは経営管理委員会及び理事会並びにリスク管理委員会へ報告し協議しております。

(2) 当会における貸倒引当金・貸出金償却の計上は、「資産の償却・引当計上基準」「自己査定規程」等に基づき行っております。具体的には各フロント部署で資産精査・一次査定を実施し、二次査定部署で内容検証・二次査定を行い、監査担当部署において精査・検証した結果に基づき、決算担当部署が償却・引当額を算出しております。算出した償却・引当額はリスク管理委員会で検討したうえで、理事会へ付議し金額を確定させ経営管理委員会へ報告し決算に反映させております。

(3) 当会では平成 20 年度以降、リスクの定義とマネジメントについてより明確に位置づけるため、「リスクマネジメント基本方針」及び各種リスクマネジメント要項を策定し、リスク管理の高度化に努めております。

2. 標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (1) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適合格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適合格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ(S&P)

- (2) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する、エクスポージャーごとの適合格付機関の格付、又はカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適合格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行 金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー 法人等向けエクスポージャー(長期・短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P	

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

3. 信用リスクに関するエクスポージャー残高

(1) 地域別、業種別、残存期間別及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高 (単位：百万円)

	平成26年度					平成25年度					
	信用リスクに関するエクスポージャー	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャー	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	
国内	683,754	73,213	181,916	-	763	667,994	76,581	202,916	-	848	
国外	8,313	-	8,313	-	-	12,312	-	12,312	-	-	
地域別残高計	692,068	73,213	190,230	-	763	680,307	76,581	215,229	-	848	
法人	農業	177	177	-	-	213	213	-	-	-	
	林業	-	-	-	-	0	0	-	-	-	
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	製造業	1,912	902	801	-	39	2,659	1,247	1,202	-	35
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	2,775	2,769	-	-	539	3,343	3,337	-	-	704
	電気・ガス・熱供給・水道業	87,767	23,272	64,418	-	-	84,766	24,364	60,323	-	-
	運輸・通信業	3,987	1,181	2,746	-	-	5,754	1,226	4,469	-	-
	金融・保険業	87,735	22,839	34,109	-	-	116,085	21,341	63,827	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	11,264	9,972	1,102	-	49	14,318	12,123	2,005	-	-
	日本国政府・地方公共団体	98,316	11,263	87,051	-	-	88,370	11,763	76,604	-	-
	上記以外	393,823	-	-	-	-	360,720	-	6,797	-	-
	個人	833	833	-	-	135	962	962	-	-	108
その他	3,474	-	-	-	-	3,111	-	-	-	-	
業種別残高計	692,068	73,213	190,230	-	763	680,307	76,581	215,229	-	848	
1年以下	432,006	10,857	27,323	-	-	415,580	13,775	47,848	-	-	
1年超3年以下	28,869	6,817	22,051	-	-	40,407	4,899	35,507	-	-	
3年超5年以下	25,047	4,250	20,796	-	-	28,113	8,168	19,944	-	-	
5年超7年以下	38,540	15,049	23,490	-	-	36,397	3,797	32,599	-	-	
7年超10年以下	65,602	23,017	42,585	-	-	71,323	31,871	39,452	-	-	
10年超	66,081	12,298	53,782	-	-	52,713	13,038	39,675	-	-	
期限の定めのないもの	35,921	921	200	-	-	35,771	1,030	200	-	-	
残存期間別残高計	692,068	73,213	190,230	-	-	680,307	76,581	215,229	-	-	

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

(2) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

① 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	平成 26 年度					平成 25 年度				
	期首残高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	491	478	-	491	478	462	491	-	462	491
個別貸倒引当金	851	868	124	726	868	1,058	851	290	768	851

② 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

	平成 26 年度							平成 25 年度					
	個別貸倒引当金						貸出金償却	個別貸倒引当金					貸出金償却
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	
目的使用			その他	目的使用						その他			
国 内	851	868	124	726	868	-	1,058	851	290	768	851	-	
国 外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計	851	868	124	726	868	-	1,058	851	290	768	851	-	
法 人	農 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	水 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	製 造 業	22	81	21	1	81	21	27	22	23	4	22	23
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	690	596	103	587	596	103	958	690	266	691	690	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	130	184	-	130	184	-	0	130	-	0	130	-
日本国政府・地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
個 人	7	6	-	7	6	-	71	7	-	71	7	-	
合 計	851	868	124	726	868	124	1,058	851	290	768	851	23	

(注)

一般貸倒引当金については、業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

(3) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高（単位：百万円）

		平成 26 年度			平成 25 年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残高	0%	-	102,866	102,866	-	92,448	92,448
	2%	-	1	1	-	8	8
	4%	-	-	-	-	-	-
	10%	-	315	315	-	1,281	1,281
	20%	-	414,020	414,020	502	397,063	397,566
	35%	-	44	44	-	49	49
	50%	88,911	735	89,646	76,011	836	76,847
	75%	-	192	192	-	233	233
	100%	10,243	22,101	32,344	16,845	95,133	111,978
	150%	-	44,969	44,969	-	12	12
	200%	-	-	-	-	-	-
	250%	-	7,791	7,791	-	55	55
	その他	-	-	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-	-	-	
合計	99,154	593,040	692,194	93,359	587,124	680,483	

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。
なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
- 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
- 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

信用リスク削減手法に関する事項

1. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

(1) 「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出規程」にて定めています。なお、信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

ア 適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

イ 保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機関、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ウ 貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

エ 担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

(2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成 26 年度			平成 25 年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	699	-	-	1,200	-
我が国の政府関係機関向け	-	100	-	-	502	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種 金融商品取引業者向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け	10	-	-	15	-	-
中小企業等向け及び個人向け	-	2	-	3	3	-
抵当権付住宅ローン	-	15	-	-	22	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	2	17	-	-	19	-
合 計	12	836	-	18	1,748	-

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

1. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
当該取引については当会の事業の範囲に含まれないため、リスク管理に関する方針及び手続は定めておりません。
2. 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳
該当する取引はありません。
3. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ
該当する取引はありません。
4. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ
該当する取引はありません。

1. リスク管理の方針及びリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引に係るエクスポージャーのことです。

(1) 当会における証券化エクスポージャーを取得、管理する方針、リスク特性等の概要は以下のとおりです。

ア リスクを確実に認識し、評価・計測、報告するための態勢

当会の証券化商品への投資にあたっては、「証券化案件にかかる管理要領」に基づき商品特性、リスク特性の分析及び投資判断の妥当性について審査を行うこととなっております。また、投資案件は外部格付及び時価評価、並びに裏付資産の状況等について定期的にモニタリングを行い、四半期毎にモニタリング結果をリスク管理委員会に報告しております。

イ 証券化取引についての方針

有価証券投資の一環として行っております。

ウ 証券化取引における役割（オリジネーター、投資家、サービサー、信用補完の提供者、ABCP のスポンサー、流動性の提供者、スワップの提供者等）及び関与の度合

当会における証券化取引の主たる役割は、投資家として関与しており、他の役割（オリジネーター、サービサー、信用補完の提供者等）を担うことはありません。

エ 証券化エクスポージャーに内在する信用リスク及びマーケット・リスク以外のリスク

証券化エクスポージャーには信用リスク及びマーケット・リスク以外に流動性リスク（個別性が高いため、換金しにくいリスク）、ストラクチャー・リスク（トリガー等がうまく発動しないリスク）、オリジネーター・リスク（倒産隔離がうまく機能しないリスク）、サービサー・リスク（サービサー倒産時に回収金が投資家へ流れなくなるリスク）が内在しております。

(2) 当会の再証券化エクスポージャーを取得、管理する方針、リスク特性等の概要は当会における証券化エクスポージャーを取得、管理する方針、リスク特性等の概要と同様です。

2. 体制の整備及びその運用状況の概要は以下のとおりです。

<体制の整備>

ア フロント部署

フロント部署は、証券化案件にかかる投資を担当し、審査及び起案等を行っています。

イ 審査担当・モニタリング部署

審査担当・モニタリング部署は、フロント部署が起案した案件を検証・審査するとともに、投資後の外部格付の変遷や裏付資産のパフォーマンスなど、信用リスクの変化等にかかるモニタリングを行っています。

ウ 会議体他

リスク管理委員会において、投資後のモニタリング結果についての報告を受けております。

<運用の状況>

ア 投資の決定

フロント部署が所定の分析等を行ったうえで投資案を起案し、審査担当部署がこれを検証又は審査しています。

案件は組織規程に定める権限に基づき決定しています。

イ 期中管理

モニタリング担当部署がモニタリングを実施し、リスク管理委員会に報告しております。

ウ 方針の見直し

モニタリングの結果、信用の大幅な劣化が見込まれる場合等には、組織規程に定める権限に基づき、保有区分等を考慮し売却や継続保有等の方針の見直しにかかる決定を行っています。

3. 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当会は信用リスク削減手法として証券化取引を用いておりません。

4. 信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算出については、標準的手法を採用しています。

5. 証券化目的導管体を用いて行った第三者の資産に係る証券化取引

当会が証券化目的導管体を用いて行った第三者の資産に係る証券化取引はありません。

6. 証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有している子会社等及び関連法人等

当会が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有している子会社等及び関連法人等はありません。

7. 証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。
なお、当会がオリジネーターになるような取引は行ってないため、具体的な会計方針は定めておりません。

8. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付けのみ使用し、非依頼格付けは使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ(S&P)

9. 内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

10. 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

11. 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

		平成 26 年度		平成 25 年度	
		証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー	証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー
オンバランス	クレジットカード与信	-	-	-	-
	住 宅 ロ ー ン	31	-	43	-
	自 動 車 ロ ー ン	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-
	合 計	31	-	43	-
オフバランス	クレジットカード与信	-	-	-	-
	住 宅 ロ ー ン	-	-	-	-
	自 動 車 ロ ー ン	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-
	合 計	-	-	-	-

(注)

証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

(2) リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

平成 26 年度

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残 高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残 高	所要自己資本額
オンバランス	リスク・ウェイト 20%	31	0	リスク・ウェイト 40%	-	-
	リスク・ウェイト 50%	-	-	リスク・ウェイト 100%	-	-
	リスク・ウェイト 100%	-	-	リスク・ウェイト 225%	-	-
	リスク・ウェイト 350%	-	-	リスク・ウェイト 650%	-	-
	リスク・ウェイト 1250%	-	-	リスク・ウェイト 1250%	-	-
	合 計	31	0	合 計	-	-
オフバランス	リスク・ウェイト 20%	-	-	リスク・ウェイト 40%	-	-
	リスク・ウェイト 50%	-	-	リスク・ウェイト 100%	-	-
	リスク・ウェイト 100%	-	-	リスク・ウェイト 225%	-	-
	リスク・ウェイト 350%	-	-	リスク・ウェイト 650%	-	-
	リスク・ウェイト 1250%	-	-	リスク・ウェイト 1250%	-	-
	合 計	-	-	合 計	-	-

平成 25 年度

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残 高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残 高	所要自己資本額
オンバランス	リスク・ウェイト 20%	43	0	リスク・ウェイト 40%	-	-
	リスク・ウェイト 50%	-	-	リスク・ウェイト 100%	-	-
	リスク・ウェイト 100%	-	-	リスク・ウェイト 225%	-	-
	リスク・ウェイト 350%	-	-	リスク・ウェイト 650%	-	-
	リスク・ウェイト 1250%	-	-	リスク・ウェイト 1250%	-	-
	合 計	43	0	合 計	-	-
オフバランス	リスク・ウェイト 20%	-	-	リスク・ウェイト 40%	-	-
	リスク・ウェイト 50%	-	-	リスク・ウェイト 100%	-	-
	リスク・ウェイト 100%	-	-	リスク・ウェイト 225%	-	-
	リスク・ウェイト 350%	-	-	リスク・ウェイト 650%	-	-
	リスク・ウェイト 1250%	-	-	リスク・ウェイト 1250%	-	-
	合 計	-	-	合 計	-	-

(注)

- 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。
- リスク・ウェイト1250%には、ファンドのうち裏付資産が把握できない額を含んでいます。

(3) 自己資本比率告示第 223 条の規定によりリスク・ウェイト 1250%を適用した証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成 26 年度	平成 25 年度
クレジットカード与信	-	-
住宅ローン	-	-
自動車ローン	-	-
その他	-	-
合 計	-	-

(注)

- 自己資本比率告示第223条の規定に基づき、格付によりリスク・ウェイト1250%を適用したものと及び信用補完機能を持つI/Oストリップスによりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーを記載しています。
なお、「信用補完機能を持つI/Oストリップス」とは、証券化取引を行う法人等に原資産を譲渡する証券化取引において、原資産から将来生じる金利収入を受け取る権利であって、当該証券化取引に係る他の証券化エクスポージャーに対する信用補完として利用されるよう仕組みられたもののことです。
- 「その他」には、ファンドのうち裏付資産が把握できない額を含んでいます。

(4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法の有無	無
--------------	---

オペレーショナル・リスクに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当会では以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

(1) オペレーショナル・リスクの総合的な管理

各種オペレーショナル・リスクの定義とマネジメントについては「オペレーショナル・リスクマネジメント要項」に規定し、粗利益を基にしたリスク量の測定結果や、各部署で作成する「オペレーショナル・リスクチェックリスト」の点検結果をリスク管理委員会で報告しております。また、以下の各リスクについては、各種マニュアル等を制定し対応しております。

(2) 事務リスク管理

役職員による不祥事又は当会の信用を著しく損なうような行動等が発生しないよう、コンプライアンス・プログラムに基づくコンプライアンス管理を実施し、不祥事防止のための取り組みを行っております。具体的には「オペレーショナル・リスクチェックリスト」「職員行動チェックリスト」を各部署においてそれぞれ年2回点検しリスク管理統括部署へ報告するとともに、内部勉強会の実施によりスキルアップ等を行っております。

(3) システムリスク管理

当会の業務遂行上必要不可欠なシステム・外部インフラ等が障害・誤作動を起こすことにより発生する各種リスク（システムリスク・風評リスク・信用リスク等）については、「情報セキュリティ基本方針」「個人情報保護方針」「危機管理・事業継続計画」等を策定し対応しております。

2. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用費用を加算して算出します。

出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

1. 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものです。

出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理手続き等については、前述「信用リスクに関する事項」に記載されている内容に準じ対応しております。具体的には外部出資先の経営状況等、並びに時価評価による含み損益に基づく自己査定を実施しております。

(1) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価 (単位：百万円)

	平成 26 年度		平成 25 年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	1,038	1,038	774	774
非 上 場	30,902	30,902	30,940	30,940
合 計	31,940	31,940	31,715	31,715

(注)

「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益 (単位：百万円)

平成 26 年度			平成 25 年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	2

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等) (単位：百万円)

平成 26 年度		平成 25 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
684	-	420	-

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)
該当する取引はありません。

金利リスクに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの (例えば貸出金、有価証券、貯金等) が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会では、金利リスクに為替や株式等の価値変動によるリスクも含めて「市場リスクマネジメント要項」で市場リスクと定義付け、市場リスク量を毎月測定しリスク管理委員会に報告しています。

なお、市場リスク量の算定方法は次の通りです。

2. 金利リスクの算定方法の概要

当会では、平成 20 年度から分散共分散法による VaR (バリュー・アット・リスク) で測定した市場リスク量を内部管理に使用しています。

VaRとは、現在のポートフォリオ (資産等) を一定期間保有した場合に、最大損失額がどの程度になるかを過去の市場変動等から統計的に算出する方法です。

役員等の報酬体系

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬のみで、平成 26 年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみです。

(単位：百万円)

	支給総額
対象役員に対する報酬等	49

(注)

対象役員は、経営管理委員 11 名、理事 3 名、監事 3 名です。(期中に退任した者を含む。)

(3) 対象役員の報酬等の決定等

役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。

なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会(構成：農協関係団体の関係者及び学識経験者から選出された委員 6 人)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

2. 職員等

(1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額(注 1)以上の報酬等を受ける者のうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者(注 2)をいいます。

(2) 報酬等の種類、支払総額及び支払方法

当会の職員の報酬等は、給与、賞与及び退職給与となっており、それぞれ理事会で定めた給与規程等に基づき、給与については毎月所定の支給日に、賞与については 7 月と 12 月に、退職金については退職後速やかに職員指定の口座に振り込みの方法で現金支給しています。

平成 26 年度における対象職員等に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

(単位：百万円)

対象職員等(注 3)に対する報酬等	支給総額(注 4)		
	給与等	賞与	退職金
当会の職員	6	2	1

(注)

- 「同等額」は、平成 26 年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。
- 「当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者」は、管理部門に携わるものを対象としています。
- 対象職員等に該当する者は、当会の職員 1 人です(当年度に退職した者を含みます)。
- 賞与及び退職金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。

(3) 報酬等の決定等

当会の職員の給与は、原則として終身雇用を前提とした年功給と職位・職能給を中心にした基本給に各種の役職と生活補助のための諸手当からなっています。

賞与は、基本給をベースに労使交渉を踏まえて設定した月数を乗じて決定しており、退職給与は、勤続年数・職能資格等の所定のポイント数を退職時まで加算累積し、当会の定めるポイント単価を乗じて算定しています。

いずれも労使交渉を踏まえて理事会が決定する給与規程、職員退職給与規程の定めるところに従って決定・管理されます。

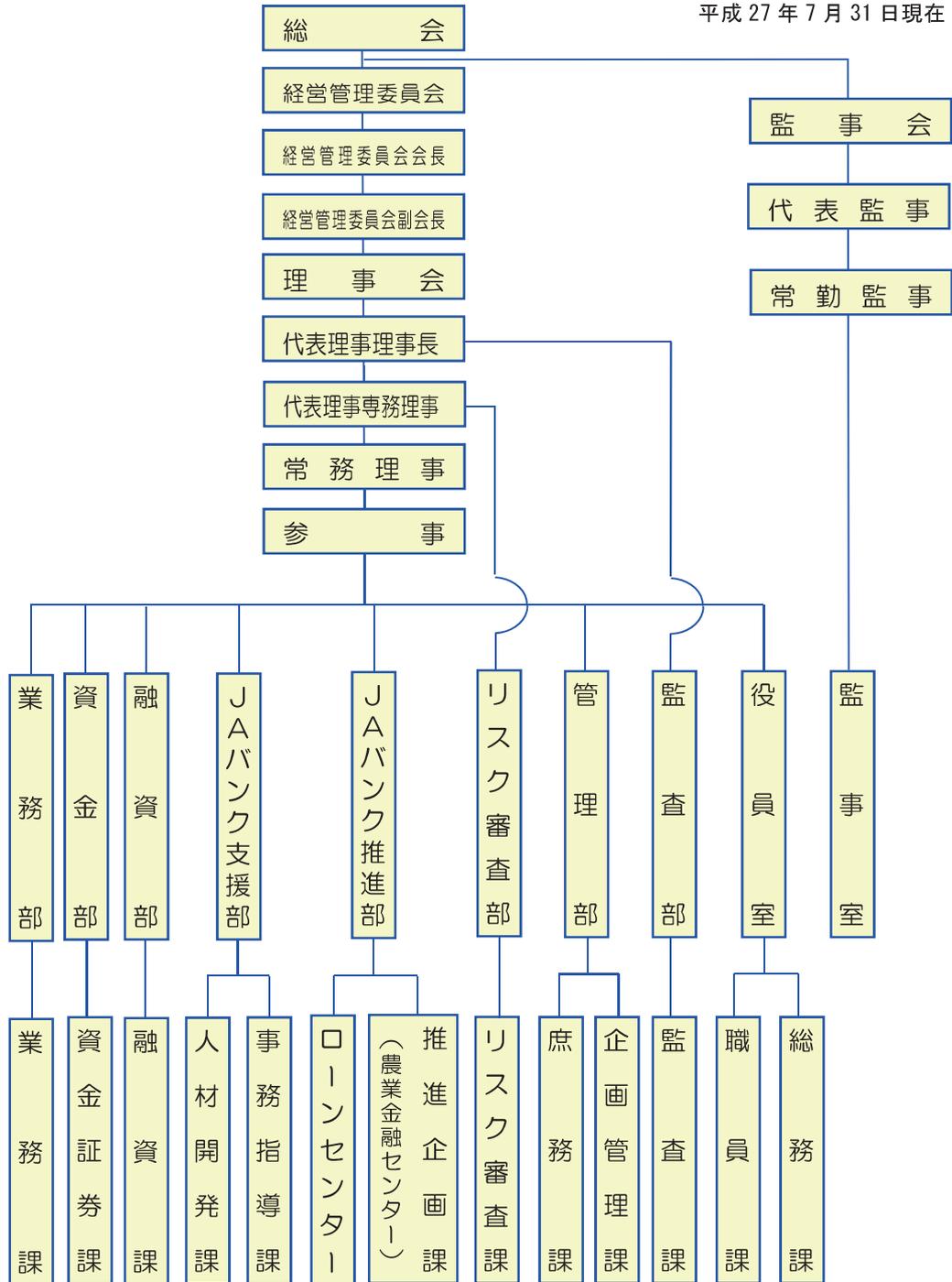
3. その他

当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

当会の概要

福井県信用農業協同組合連合会組織機構図

平成 27 年 7 月 31 日現在



○電話○	各課共通 0776-27-	
監査	8245	企画管理 8232
リスク審査	8234	推進企画 8237
事務指導	8238	人材開発 8236
資金証券	8241	業務 8243
		庶務 8230
		ローンセンター 8246
		融資 8239

会 員 数

区 分	平成27年3月末	平成26年3月末
正 会 員	15	15
准 会 員	3	3
合 計	18	18

役 員

平成27年7月31日現在

役 職 名	氏 名
経営管理委員会会長	田 波 俊 明
経営管理委員会副会長	富 田 勇 一
経営管理委員（組織改革担当）	高 橋 隆 夫
経 営 管 理 委 員	長 谷 川 忠 夫
〃	松 田 義 一
〃	富 田 隆
〃	宮 田 幸 一
〃	橋 本 守
〃	山 崎 富 美 恵
〃	後 藤 麻 理 子

役 職 名	常勤・非常勤の別	氏 名
代 表 理 事 理 事 長	常 勤	峨 家 二 三 雄
代 表 理 事 専 務 理 事	常 勤	中 平 和 典
常 務 理 事	常 勤	五 十 川 克 美

役 職 名	常勤・非常勤の別	氏 名
代 表 監 事	非 常 勤	福 島 定 己
常 勤 監 事（員外）	常 勤	田 中 利 英
監 事	非 常 勤	鈴 木 喜 代 宏

職 員 数

（単位：人）

区 分	平成27年3月末	平成26年3月末
男 子 職 員	55	54
女 子 職 員	23	22
嘱 託 ・ 常 備 人	0	1
合 計	78	77

特定信用事業代理業者の状況

該当する取引はありません。

JAバンク福井県信連の沿革・あゆみ

◇ 昭 和 ◇

- 23. 8 福井県信用農業協同組合連合会創立
- 24. 9 農林中央金庫業務代理開始
- 29. 4 農林漁業金融公庫業務受託開始
- 35. 10 当会貯金100億円達成
- 38. 4 住宅金融公庫業務受託開始
- 41. 7 内国為替業務取扱い開始
- 42. 12 福井電子計算センター（共同出資による株式会社）設立
- 46. 7 貯金保険機構発足
- 49. 4 (株)くみあい電算センター発足
- 50. 3 事務センター完成、オンラインシステム開始
7 国庫金取扱い開始
- 51. 11 当会貯金1,000億円達成
- 53. 12 福井県農協手形交換制度発足、メール業務開始
- 54. 2 全銀データ通信システム加盟
4 福井県農協系統為替オンライン開始
- 55. 6 福井県下農協間オンラインネットサービス開始
10 CD・ATM稼働
- 57. 4 新農業会館竣工
- 58. 4 協同カード取扱い開始
- 61. 4 系統メール開始
9 組織機構改革により出張所廃止
- 63. 4 オンライン日計会計システム稼働

◇ 平 成 ◇

- 2. 7 都市銀行、地方銀行等との業態間オンライン現金自動支払機提携開始(MICS) (3年2月には第2地銀との提携開始)
- 3. 9 当会貯金5,000億円達成
- 4. 1 農業協同組合のマーク、愛称に「JA」の使用開始
- 6. 10 国債窓口販売業務取扱い開始
- 8. 1 組織再編計画に基づく会員JAの合併実現
1月 坂井地区5JA「JA花咲ふくい」
南条地区4JA「JA越前たけふ」
3月 若狭地区5JA「JAわかさ」
4月 高志地区2JA「JA福井市」
- 10. 4 日銀歳入金受入事務開始
7 福井県JAバンク推進大会開催(JAバンクのロゴ使用開始)
- 11. 4 組織再編計画に基づく会員JAの合併実現
4月 奥越地区4JA「JAテラル越前」
7 系統投資信託窓口販売業務開始
- 12. 5 郵便貯金とのCD・ATM相互接続開始
- 13. 1 組織再編計画に基づく会員JAの合併実現
1月 丹生地区6JA「JA越前丹生」
10 日銀歳入復代理店業務開始
12 JANETバンク（インターネットバンキング）開始
- 14. 1 組織再編計画に基づく会員JAの合併実現
1月 今立地区2JA「JAたんなん」
- 15. 3 JASTEMシステムへ移行
- 16. 1 マルチペイメントネットワークによる収納サービス開始
- 17. 3 決済用貯金取扱い開始
- 18. 4 JAFBサービス（ファームバンキング）開始
- 19. 5 生体認証サービス開始
- 21. 1 組織再編計画に基づく会員JAの合併実現
1月 高志地区2JA「JA福井市」
- 23. 1 JASTEM次期システムへ移行
- 23. 4 「JAバンクローンセンター福井」設立
- 23. 10 特定信用事業代理業務取扱い開始
- 24. 1 組織再編計画に基づく会員JAの合併実現
1月 二州地区3JA「JA敦賀美方」

店舗一覧

店舗名	所在地	代表電話番号
本所	福井市大手3丁目2番18号	0776-27-8230

自動化機器の設置状況

(平成27年7月31日現在)

区分		店舗内	店舗外
JAが設置している自動化機器	C D	—	15
	ATM	61	59
当会が設置している自動化機器	C D	—	2
	ATM	2	—

(注)

C D (現金自動支払機)、ATM (現金自動預払機)

当会が設置している自動化機器の設置場所

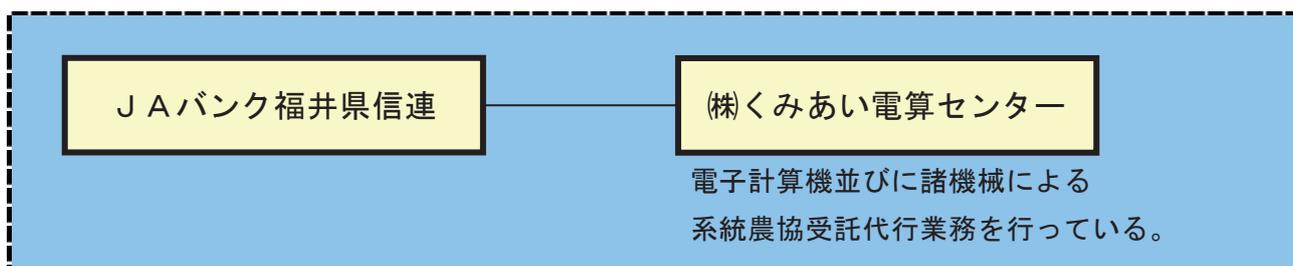
設置場所	機種	土曜稼動	日曜祝日稼動
JAバンク福井県信連本所・正面玄関	ATM		
JAバンク福井県信連本所・会館東側	ATM	○	○
◎ JR福井駅 (プリズム福井内)	C D	○	○
◎ 福井県立病院	C D	○	

◎・・・共同出張所 (他金融機関と共同で運用)

子会社等数の増減

	26年度	25年度	増減
子会社	0	0	0
子法人	0	0	0
関連法人	1	1	0
合計	1	1	0

当会と関係法人の事業系統



関連会社の概況等

1. 概況

(平成27年3月31日現在)

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当連合会の 議決権比率	当連合会及び他の子 会社等の議決権比率
株式会社くみあい電算センター	福井市高木中央 二丁目4201番地	情報処理サービス	昭和49年4 月3日	25百万円	39.68%	39.68%

2. 主な財務内容

(平成27年3月31日現在、単位：百万円)

売上高	経常利益	当期純利益	総資産	純資産
909	8	8	972	772

3. 事業概況

「県域次期システム構想」（平成23年～平成28年）に基づき、システム基盤の整備としてメインフレームからオープン系サーバへの切り換えを順次行うとともに、システム基盤整備として、県域統合ネットワーク、県域端末機、JASTEM端末機の更改にむけて準備を進めました。

また、JA情報化支援につきましては、PCセキュリティサービスの提供、固有システムの更改、システム研修開催によるJA職員のスキルアップ支援等を実施しました。

索引

このディスクロージャー誌は、農業協同組合法第 54 条の 3 に基づき作成しておりますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のページに記載しております。

単体開示項目（農業協同組合法施行規則第 204 条関連）	ページ
1 概況及び組織に関する事項	
（1）業務の運営の組織	63
（2）理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	64
（3）事務所の名称及び所在地	66
（4）特定信用事業代理業者に関する事項	64
2 主要な業務の内容	18～22
3 主要な業務に関する事項	
（1）直近の事業年度における事業の概況	13
（2）直近の 5 事業年度における主要な業務の状況	
ア 経常収益	37
イ 経常利益又は経常損失	37
ウ 当期剰余金又は当期損失金	37
エ 出資金及び出資口数	37
オ 純資産額	37
カ 総資産額	37
キ 貯金等残高	37
ク 貸出金残高	37
ケ 有価証券残高	37
コ 単体自己資本比率	37
サ 剰余金の配当の金額	37
シ 職員数	37
（3）直近 2 事業年度における事業の状況	
ア 主要な業務の状況を示す指標	37～38, 46
イ 貯金に関する指標	39
ウ 貸出金等に関する指標	39～43
エ 有価証券に関する指標	44～45
4 業務の運営に関する事項	
（1）リスク管理の体制	2～4
（2）法令遵守の体制	4
（3）中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	14～17
（4）苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	5

単体開示項目（農業協同組合法施行規則第 204 条関連）		ページ
5	直近の 2 事業年度における財産の状況に関する事項	
(1)	貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	24～27
(2)	貸出金にかかる額及びその合計額	
ア	破綻先債権に該当する貸出金	42
イ	延滞債権に該当する貸出金	42
ウ	3 ヶ月以上延滞債権に該当する貸出金	42
エ	貸出条件緩和債権に該当する貸出金	42
(3)	元本補填契約のある信託に係る貸出金に係る事項	40
(4)	自己資本の充実の状況	47～60
(5)	取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
ア	有価証券	45
イ	金銭の信託	45
ウ	デリバティブ取引	45
エ	金融等デリバティブ取引	45
オ	有価証券関連店頭デリバティブ取引	45
(6)	貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	43
(7)	貸出金償却の額	43

その他重要な事項（農業協同組合法施行規則第 207 条）		ページ
	役員等の報酬体系	61

福井県JAバンクのホームページもご覧ください！！

URL <http://www.ja-bank-fukui.or.jp>

E-mail info@ja-bank-fukui.or.jp

福井県JAバンク

はじめてのお客さまへ

what's JAバンク

商品・サービスのご案内

個人JAネットバンク

法人JAネットバンク

店舗のご案内

ATMコーナー

安全なお取り引きのしおり

地域密着型金融への取組み

イベント情報

温泉めぐり

金融ADR制度におけるJAバンクの苦情処理措置および紛争解決措置

リンク集

JAバンク福井県信連のご案内

サイトマップ

福井県内で相談するなら、**カリヨッサ KARIYOSSA** 何でもご相談ください **相談会**

金融犯罪にご注意ください

振り込みの詐欺にご注意ください

フィッシング詐欺にご注意ください

重要 キャッシュカード・通帳・JAカードの紛失・盗難時の連絡先

さあ! ネットで申告

電子納税 電子住民税決定通知書 電子住民税決定通知書

重要なお知らせ

- JAバンクの苦情処理措置および紛争解決措置について **NEW**
- 法人JAネットバンクの被害補償について **NEW**
- 暴力団排除条項の導入に伴う各種貯金規定の改正について **NEW**
- 強制解約条項の追加に伴う貯金規定の改正について **NEW**
- 平成28年度4月 職員募集について **NEW**

ニュースリリース

- JAバンク杯 第7回福井県中学校軟式野球選手権大会が開催されました。 **NEW**
- 年金定期貯金「結いの恵み」を発売しました。 **NEW**
- 東日本大震災にかかる義援金の取扱いについて **NEW**
- JAバンク杯2014 U-11福井県少年サッカー選手権大会を更新しました
- 第28回JAバンク「家族を描こう」コンクールを更新しました

キャンペーン

- JAマイカーローンキャンペーン のりタイゾーさん (取扱期間：平成27年7月1日(水)～平成27年10月30日(金)) **NEW**
- JAバンク2015サマーキャンペーン 金利上乗せ定期貯金「ちょりすで夏得2015」 (取扱期間：平成27年6月1日(月)～平成27年8月31日(月)) **NEW**

PDFファイルをご覧になるためにはAdobe社のアドビリーダーが必要です。お持ちでない方は下のボタンをクリックの上、ダウンロードしてください。

Get Adobe Reader

Get Adobe Flash Player

福井県JAバンク JAバンク福井県信連 〒910-8666 福井市大手3丁目2番18号 TEL(0776) 27-8232 FAX(0776) 28-1981 ご意見・ご要望はこちらへ

*当ホームページ内の文書および画像の無断転載はお断りいたします。

Copyright (C) 2002 Fukui-ken-JA-Bank. All Rights Reserved.



発行 平成27年7月

編集 福井県信用農業協同組合連合会
管理部 企画管理課

〒910-8666
福井市大手3丁目2番18号

TEL (0776) 27-8232
FAX (0776) 28-1981



福井県信用農業協同組合連合会